

新たな加工食品の原料原産地  
表示制度に関する説明会  
資 料

平成 29 年 11 月  
新潟県

○ 食品表示基準一部改正のポイント.....	1
○ 食品表示基準の一部を改正する内閣府令.....	15
○ 食品表示基準について（新旧対照表）.....	23
○ 新たな原料原産地表示制度に関するQ & A.....	29
○ パンフレット.....	65

# 食品表示基準一部改正のポイント

# 食品表示基準一部改正のポイント

平成29年9月  
消費者庁

## 原料原産地表示制度の改正経緯

### 1 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会

平成28年1月から同年11月までの全10回にわたり、農林水産省及び消費者庁の共催による「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催。

同年11月29日、検討会において、取りまとめた主な内容は以下のとおり。

- 全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料の原産地を義務表示の対象とすること。
- 一定の条件を満たす場合には、過去の実績等を踏まえた「又は表示」、「大括り表示」を認めるとともに、中間加工原材料は、「製造地表示」を認めること。

### 2 消費者委員会への諮問

- 検討会の取りまとめを踏まえ、食品表示基準(内閣府令)の一部改正案を作成。
- 平成29年3月27日から同年4月25日まで改正案についてパブリックコメントを実施。
- 平成29年3月22日付で消費者庁から消費者委員会へ諮問を行い、同月29日から同年7月28日までの全5回にわたり消費者委員会食品表示部会での議論を実施。
- 平成29年8月10日に消費者委員会から消費者庁の諮問内容を一定の前提条件の下で「適当」とする旨の答申。

### 3 食品表示基準の一部を改正する内閣府令の施行

- 答申を踏まえ、平成29年9月1日に食品表示基準の一部を改正する内閣府令を公布・施行。

## 改正前の原料原産地表示制度の概要

一定の要件を満たす加工食品を対象に国別重量順で表示  
(改正前の食品表示基準第3条第2項参照)

### 1 対象原料

- 改正前の別表第15の1から22までに掲げる加工食品(例:牛豚合挽肉)にあつては、製品に占める重量の割合が50%以上である原材料
- 改正前の別表第15の23から26までに掲げる加工食品(例:農産物漬物)にあつては、原産地表示対象の原材料

(注) ①及び②のいずれも輸入品となる加工食品を除く。

### 2 表示内容

表示対象となる原材料が国産品である場合は「国産である旨」を、輸入品である場合は「原産国名」を表示する。

### 3 表示方法

- 表示する原産地が2以上ある場合には、製品に占める重量の割合の高いものから順に国名を表示する。
- 表示する原産地が3以上ある場合には、製品に占める重量の割合の高いものから順に2以上を表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。

2

## 改正前の原料原産地表示制度の対象品目及び表示例

### 対象品目(別表第15)

- 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
- 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
- ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
- 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
- 緑茶及び緑茶飲料
- もち
- いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- 黒糖及び黒糖加工品
- こんにやく
- 調味した食肉
- ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
- 表面をあぶった食肉
- フライ種として衣を付けた食肉
- 合挽肉その他異種混合した食肉
- 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
- 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- 調味した魚介類及び海藻類
- こんぶ巻
- ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
- 表面をあぶった魚介類
- フライ種として衣を付けた魚介類
- 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの
- 農産物漬物
- 野菜冷凍食品
- うなぎ加工品
- かつお削りぶし

### 表示例

(表示例1)原産地が1か国の場合

名 称 牛豚合挽肉  
原材料名 牛肉(国産)、豚肉

(表示例2)原産地が2か国の場合

名 称 牛豚合挽肉  
原材料名 牛肉(アメリカ産、オーストラリア産)、豚肉

(表示例3)原産地が3か国以上の場合

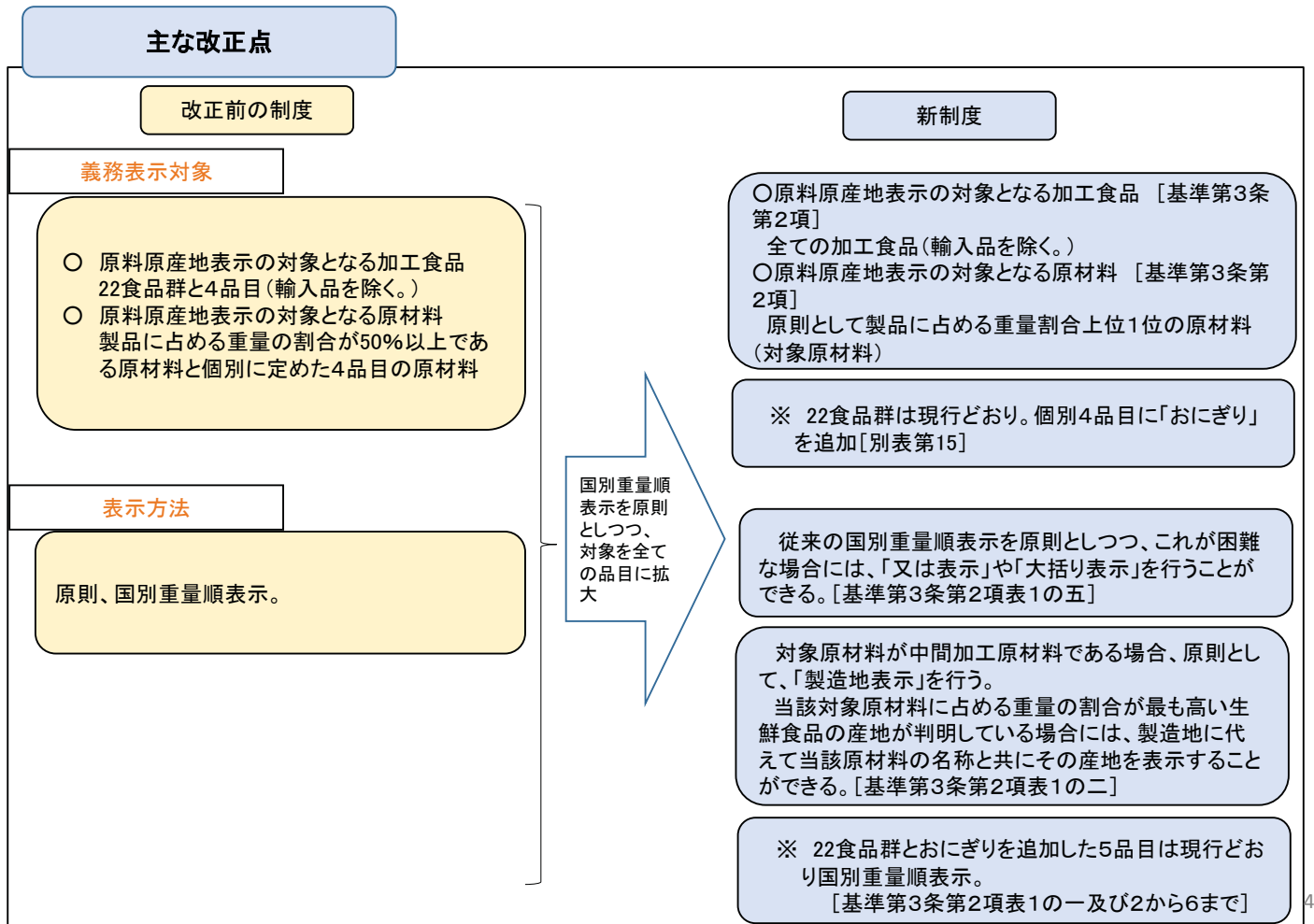
名 称 牛豚合挽肉  
原材料名 牛肉(アメリカ産、オーストラリア産、その他)、豚肉

(農産物漬物の表示例)

名 称 ふくじん漬  
原材料名 だいこん(国産、中国産)、きゅうり(国産)、なす(中国産)、れんこん(国産)、しょうが、なた豆、漬け原材料(糖類(砂糖、ぶどう糖果糖液糖)、しょうゆ、食塩・・・)／調味料(アミノ酸液)、酸味料・・・

3

# 原料原産地表示制度の主な改正点



## 原料原産地表示制度の具体的な改正点①(原料原産地表示の対象、対象原材料)

### 原料原産地表示の対象 [基準第3条第2項]

国内で製造又は加工された**全ての加工食品**(輸入品を除く。)が原料原産地表示の対象。

**目的**  
原料原産地表示を商品選択に利用している消費者は多いことから、全ての加工食品を対象に、原料原産地表示を義務付けることは、消費者の利益に合致。

### 対象から除くもの

**表示を要しないもの**

- 加工食品を設備を設けて飲食させる場合(外食)[基準第1条]
- 容器包装に入れずに販売する場合[基準第3条]
- 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合[基準第5条]
- 不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合[基準第5条]
- 他法令によって表示が義務付けられている場合[基準第3条]

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(平成21年法律第26号)  
「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」(昭和28年法律第7号)

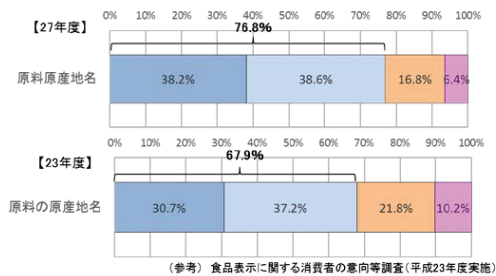
**表示を省略することができるもの**

- 容器包装の表示可能面積がおおむね30cm<sup>2</sup>以下の場合 [基準第3条]

### 対象原材料 [基準第3条第2項]

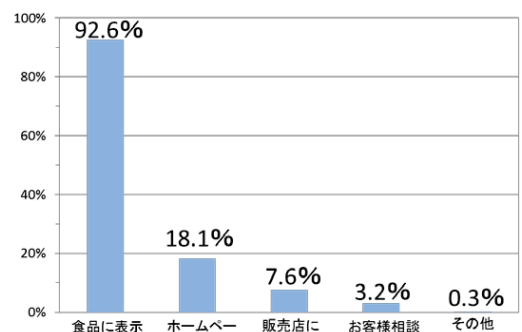
原則として製品に占める**重量割合上位1位の原材料**が原料原産地表示の対象。  
なお、重量割合上位2位以降の原材料についても、事業者が自主的に原料原産地表示を行うことができる。  
重量割合上位1位の原材料が50%未満の22食品群も原料原産地表示の対象に含む。

加工食品を購入する際、商品選択(買うか買わないかを定める)のためにどの程度参考にしていますか。



第3回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から  
※ 平成28年3月、一般消費者2,000人を対象としたWebアンケート調査を実施。  
※ 加工食品を購入する際に、「原料原産地名」について「いつも参考にしている」又は「ときどき参考にしている」を選んだ人は合わせて76.8%を占めている。平成23年度実施の食品表示に関する消費者意向等調査の結果と同様に、消費者の関心は高い。(n=3,000)

産地情報を入力する手段として、どのような方法をとりますか。(複数選択可)



第3回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から  
※ 平成28年3月、一般消費者3,000人を対象としたWebアンケート調査を実施。  
※ 産地情報を入力する手段については、「食品に表示されている表示を確認」が92.6%で最も多く、次いで「ホームページを見る」が18.1%、「販売店に聞く」が7.6%、「お客様相談室に問い合わせる」が3.2%となった。(n=2,777)

## 原料原産地表示制度の具体的な改正点②(新たな表示方法、表示例)

### 新たな表示方法の追加

- ① 対象原材料の産地について、改正前の表示方法と同様に、国別に重量割合の高いものから順に国名を表示する「国別重量順表示」を原則とする。[基準第3条第2項表1の一]
- ② 対象原材料が加工食品の場合、中間加工原材料の「製造地」を表示する。[基準第3条第2項表1の二]
- ③ 原産国が3か国以上ある場合は、改正前の表示方法と同様、重量割合の高いものから順に国名を表示し、3か国目以降を「その他」と表示することができる。[基準第3条第2項表1の四]
- ④ 「国別重量順表示」が難しい場合には、一定の条件の下で、「又は表示」や「大括り表示」を認める。[基準第3条第2項表1の五]

### <新たな表示方法の表示例>

#### <国別重量順表示>

名称 ポークソーセージ(ウインナー)  
 原材料名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…  
 原料原産地名 アメリカ、カナダ(豚肉)

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名称 ポークソーセージ(ウインナー)  
 原材料名 豚肉(アメリカ、カナダ)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…

#### (「その他」を用いた表示)

名称 ポークソーセージ(ウインナー)  
 原材料名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…  
 原料原産地名 アメリカ、カナダ、その他(豚肉)

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名称 ポークソーセージ(ウインナー)  
 原材料名 豚肉(アメリカ、カナダ、その他)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…

(表示箇所を明示した上で枠外に表示)

名称 ポークソーセージ(ウインナー)  
 原材料名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…  
 原料原産地名 枠外下部に記載

原料豚肉の原産地名  
 アメリカ、カナダ、その他

6

## 原料原産地表示制度の具体的な改正点②(新たな表示方法、表示例)

#### <又は表示>

名称 ポークソーセージ(ウインナー)  
 原材料名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…  
 原料原産地名 アメリカ又はカナダ(豚肉)

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名称 ポークソーセージ(ウインナー)  
 原材料名 豚肉(アメリカ又はカナダ)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

#### <大括り表示>

名称 ポークソーセージ(ウインナー)  
 原材料名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…  
 原料原産地名 輸入(豚肉)

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名称 ポークソーセージ(ウインナー)  
 原材料名 豚肉(輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…

#### <大括り表示+又は表示>

名称 ポークソーセージ(ウインナー)  
 原材料名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…  
 原料原産地名 輸入又は国産(豚肉)

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名称 ポークソーセージ(ウインナー)  
 原材料名 豚肉(輸入又は国産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

#### <製造地表示>

名称 清涼飲料水  
 原材料名 りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC  
 原料原産地名 ドイツ製造(りんご果汁)

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名称 清涼飲料水  
 原材料名 りんご果汁(ドイツ製造)、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC

7

## 原料原産地表示制度の具体的な改正点③(又は表示)

### 新たな表示方法①(又は表示)[基準第3条第2項表1の五のイ]

「又は表示」とは、原産地として使用可能性のある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法であり、過去の使用実績等に基づき表示する方法である。

#### <認める条件>

過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「又は表示」を用いることができるとし、根拠書類の保管を条件とする。

#### <誤認防止>

「又は表示」をする場合は、過去の一定期間における使用実績又は今後の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量の割合(一定期間使用割合)の高いものから順に表示した旨の表示を付記する。

#### <表示例>

##### <外国の産地を「又は」でつないで表示>

名称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、...
原料原産地名	アメリカ又はカナダ(豚肉)

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

原産地として、使用可能性のある複数国を、一定期間使用割合の高いものから順に「又は」でつないで表示

一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示

##### <「その他」を用いた表示>

名称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉(アメリカ又はカナダ又はその他)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、...

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

## 原料原産地表示制度の具体的な改正点④(大括り表示)

### 新たな表示方法②(大括り表示)[基準第3条第2項表1の五のロ]

「大括り表示」とは、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示する方法である。なお、輸入品と国産品を混合して使用する場合には、輸入品と国産品との間で、重量割合の高いものから順に表示する方法である。

#### <認める条件>

過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「大括り表示」を用いることができる。

大括り表示をする場合は、根拠書類の保管を条件とする。

#### <表示例>

##### <外国産のみ使用>

名称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、...
原料原産地名	輸入(豚肉)

3か国以上の外国の原産地を「輸入」と括って表示

##### <国産と外国産を混合して使用し、国産の方が重量割合が高い場合> (原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉(国産、輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、...



# 原料原産地表示制度の具体的な改正点⑤（大括り表示＋又は表示）

## 新たな表示方法③(大括り表示＋又は表示) [基準第3条第2項表1の五のハ]

「大括り表示＋又は表示」とは、過去の使用実績等に基づき、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に、「又は」でつないで表示する方法である。

### <認める条件>

過去の一定期間における国別使用実績又は今後の一定期間の国別使用計画からみて、大括り表示のみでは表示が困難な場合には、「大括り表示＋又は表示」を用いることができることし、根拠書類の保管を条件とする。

### <誤認防止>

「大括り表示＋又は表示」をする場合は、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示を付記する。

3か国以上の外国の原産地を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、一定期間使用割合の高いものから順に「又は」でつないで表示

名 称	小麦粉
原 材 料 名	小麦
原料原産地名	輸入又は国産

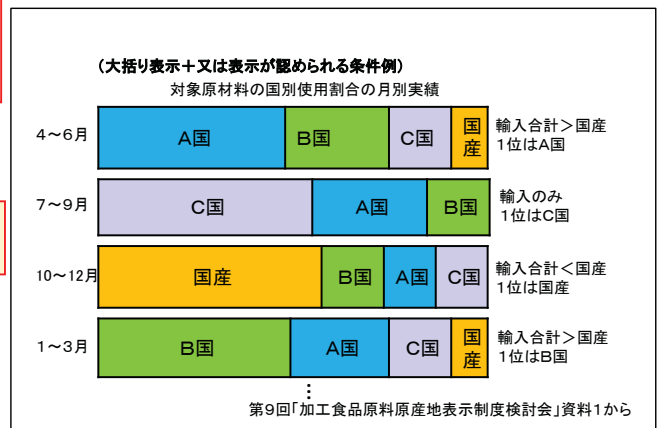
※ 小麦の産地は、平成〇年の使用実績順

一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名 称	ポークソーセージ (ウインナー)
原 材 料 名	豚肉 (輸入又は国産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩 (Na、K)、...

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順



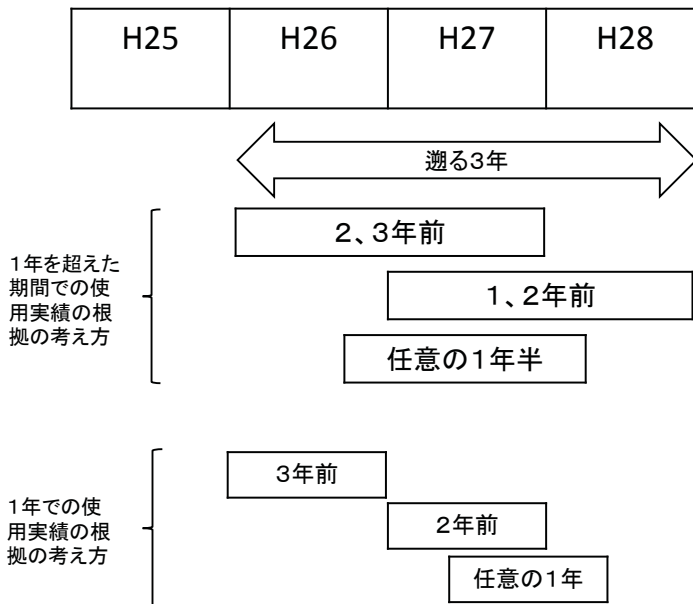
10

## (参考)新たな表示方法を認める要件(通知等に規定)

### ① 過去一定期間における産地別使用実績(「又は表示」及び「大括り表示」関係)

製造年から遡って3年以内の中で1年以上の実績。

(根拠として用いることができる「使用実績」の考え方の例)



(「又は表示」する場合の使用実績に基づく注意書きの例)

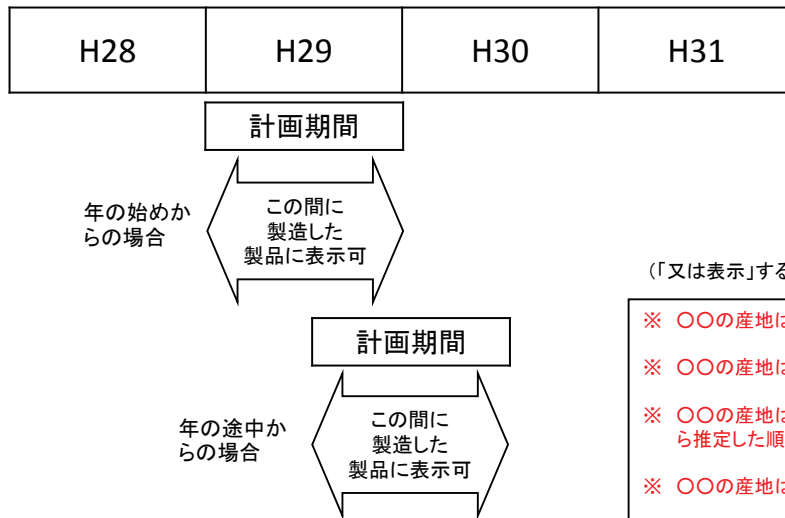
- ※ ○○の産地は、平成27年の使用実績順
- ※ ○○の産地は、平成26年から2年間の使用実績順
- ※ ○○の産地は、製造年の前年使用実績順
- ※ ○○の産地は、製造年の一昨年の使用実績順
- ※ ○○の産地は、前年の使用実績順
- ※ ○○の産地は、一昨年の使用実績順
- ※ ○○の産地は、過去1年間の使用実績順
- ※ ○○の産地は、過去2年間の使用実績順
- ※ ○○の産地は、賞味期限の○年前の使用実績順
- ※ ○○の産地は、賞味期限の年の○年前から○年前までの使用実績順
- ※ ○○の産地は、賞味期限の年の○年前から○年間の使用実績順
- ※ ○○の産地は、平成27年9月から平成28年8月までの使用実績順
- ※ ○○の産地は、製造○年前の使用実績順
- ※ ○○の産地は、過去○年間の平均使用実績順

11

## ② 今後一定期間における産地別使用計画(「又は表示」及び「大括り表示」関係)

当該計画に基づく製造の開始日から1年以内の予定。

(根拠として用いることができる「使用計画」で表示した例)



(「又は表示」する場合の使用計画に基づく注意書きの例)

- ※ ○○の産地は、平成29年の使用計画順
- ※ ○○の産地は、今年度の使用計画順
- ※ ○○の産地は、平成29年6月から平成30年5月までの契約栽培から推定した順
- ※ ○○の産地は、製造年の使用計画順
- ※ ○○の産地は、平成29年の使用計画順。平成30年の使用計画に変更がない場合は、継続して表示。

## ③ 重量割合の順位変動等(「又は表示」及び「大括り表示」関係)

過去の実績や合理的な使用計画に基づき、表示をしようとする時を含む1年で重量割合の順位変動や産地切替えが行われる見込みのある場合。

12

## 原料原産地表示制度の具体的な改正点⑥(製造地表示)

### 新たな表示方法④(製造地表示)[基準第3条第2項表1の二]

対象原材料が中間加工原材料である場合は、原則として、当該中間加工原材料の製造地を「○○製造」と表示する方法である。

ただし、中間加工原材料である対象原材料の生鮮原材料の原産地が判明している場合には、「○○製造」の表示に代えて、当該原材料名と共にその原産地を表示することができる。

#### <表示例>

当該原材料の製造地を表示

#### <製造地を表示>

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC
原料原産地名	ドイツ製造(りんご果汁)

#### <製造地の「又は表示」>

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC
原料原産地名	ドイツ製造又は国内製造(りんご果汁)

※ りんご果汁の製造地は、平成〇年の使用実績順

#### <製造地を表示>(原材料名の次に括弧を付して表示)

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁(ドイツ製造)、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC

#### <製造地の「大括り表示」>

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC
原料原産地名	外国製造(りんご果汁)

#### <中間加工原材料の原料の産地を遡って表示>

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC
原料原産地名	ドイツ(りんご)、ハンガリー(りんご)

当該生鮮原材料名と共にその原産地を表示

13

## 原料原産地表示制度の具体的な改正点⑦(誤認防止策)

### 対象原材料に占める重量割合が低い原産地の表示(誤認防止策) [基準第3条第2項表1の五のイ、ハ]

「又は表示」を行う場合、使用割合が極めて少ない対象原材料の原産地についての誤認を防止するための措置として、一定期間における使用割合が5%未満である対象原材料の原産地について、当該原産地の後に括弧を付して、一定期間における使用割合が5%未満である旨表示する。

#### <表示例>

##### <国別重量順表示>

名	称	小麦粉
原	材	料 名 小麦
原	料	原産地名 アメリカ産、カナダ産、国産、オーストラリア産

##### <又は表示>(使用実績から算出したときに、国産、オーストラリア産が5%未満の場合)

名	称	小麦粉
原	材	料 名 小麦
原	料	原産地名 アメリカ産又はカナダ産又は国産(5%未満)又はオーストラリア産(5%未満)

※ 小麦の産地順・割合は、平成〇年の使用実績

##### <大括り表示+又は表示>

名	称	小麦粉
原	材	料 名 小麦
原	料	原産地名 輸入又は国産(5%未満)

※ 小麦の産地順・割合は、平成〇年の使用実績

14

## 原料原産地表示制度の具体的な改正点⑧(おにぎりのり)

### おにぎりのり[基準第3条第2項表6][別表第15の6]

おにぎりを別表第15に追加する。

おにぎりに使用したのりの名称の次に括弧を付して、当該のりの原料となる原そうの原産地について国別重量順に表示する。

#### <表示例>

##### <おにぎりのりの表示例>

名	称	おにぎり
原	材	料 名 ご飯(米(国産))、鮭、のり(国産)、食塩

おにぎりの範囲[通知等に規定]

1 個別に原料原産地表示の義務付けがある「おにぎりのり」の「おにぎり」は、コンビニエンスストア等で、「のりが販売時には既に巻かれているもの」や、「食べる前にのりを自ら巻くような形態で売られているもの」など、消費者が一般的におにぎりとして認識するものを対象範囲とする。

2 また、以下のものは対象範囲外とする。

- ① 唐揚げ、たくあんなどの「おかず」と一緒に容器包装に入れたもの。
- ② 巻き寿司、軍艦巻き、手巻き寿司等、いわゆるお寿司に該当するもの。

15

## 原料原産地表示制度の具体的な改正点⑨(業務用加工食品、原料原産地名)

### 業務用加工食品[基準第10条第1項第11号]

従前から、最終製品で原料原産地名の表示が義務付けられているものについては、その表示根拠となる情報が消費者向けの表示を行う食品関連事業者に伝達される必要があることから、これら最終製品の原材料となる業務用加工食品にあっては、原料原産地表示対象の一般用加工食品の原材料として用いられる場合のみ原料原産地の情報を伝達する義務を課していた。この考え方に変更はなく、改正後の基準においても、最終製品に原料原産地名の表示が義務付けられているものの原材料となる業務用加工食品にのみ、原料原産地の情報を伝達する義務が課されるように規定。

業者間取引では、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示可能。

#### 改正前基準

輸入品を除く別表第15に掲げる加工食品の用に供する業務用加工食品であって、当該対象加工食品の原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が50%以上であるものを含むものに表示義務。

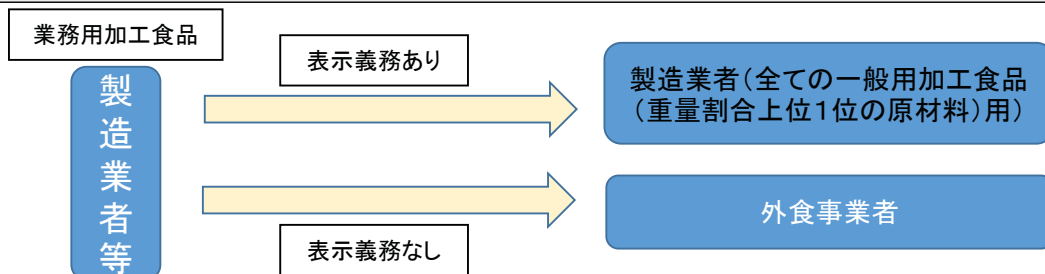
(農産物漬物にあっては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位4位(内容重量が300g以下のものにあつては、上位3位)までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの、野菜冷凍食品にあっては、原材料及び添加物の重量に占める割合が高い野菜上位3位までのもの、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの、うなぎ加工品にあってはうなぎ、かつお削りぶしにあってはかつおのふし。)

対象加工食品: 22食品群、農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし

#### 新基準

改正前の基準に加え、一般用加工食品の用に供する業務用加工食品であって、当該一般用加工食品の対象原材料となるものに表示義務。

具体的には、改正前の基準で表示義務がある加工食品に、おにぎりのり、一般加工食品用の小分け原料となる加工食品などを追加。



16

## 原料原産地表示制度の具体的な改正点⑩(業務用加工食品、原産国名)

### 業務用加工食品[基準第10条第1項第12号]

従前から、輸入品として販売する最終製品に対して適切な原産国名を表示するため、輸入品として販売する最終製品となる業務用加工食品には、原産国名の表示を義務付けていた。今般、最終製品の表示対象(重量割合上位1位)となる原材料が輸入された業務用加工食品である場合、当該業務用加工食品の製造地(原産国名)を表示することが必要となるため、輸入品として販売する最終製品となる業務用加工食品に加え、最終製品の重量割合上位1位の原材料となる輸入された業務用加工食品にも原産国名の表示義務を課することとする。また、国産品においても、最終製品において原料原産地表示の義務対象原材料となる業務用加工食品について、国内製造品の原産国の表示を要しないこととしていたが、消費者向けの表示を行う者が「必要な情報は伝達されてくる」という前提でいることを踏まえ、また、業務用加工食品を販売する業者にとって過剰な負担ではないため、表示義務を課することとする(改正前基準の業務用生鮮食品の規定においても、国産品について原産国の表示は必要。)

業者間取引では、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示可能。

#### 改正前基準

輸入品として販売する最終製品に適切に原産国名を表示するためには、「輸入品」である最終製品となる業務用加工食品に原産国名を表示する必要があるため、そのような業務用加工食品には原産国名の表示を義務付けている。

#### 新基準

改正前の基準に加え、一般用加工食品の用に供する業務用加工食品であって、当該一般用加工食品の対象原材料となるものに表示を義務付けている(一般用加工食品の製造業者が、対象原材料の原料の原産地を表示する場合に、業務用加工食品の製造業者等が当該原料の産地の情報を提供した場合には、この限りではない。)

17

## 原料原産地表示制度の具体的な改正点⑪(業務用生鮮食品)

### 業務用生鮮食品[基準第24条第3項]

従前から、原料原産地表示の対象となる加工食品の原材料として用いられる場合のみ原産地の伝達義務があったため、改正後の基準においても、表示義務は最終製品に表示する必要があるものだけに、原産地の情報を伝達する義務が課されるように規定。業者間で取引される業務用生鮮食品の義務表示事項を表示する場所は、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等も可能。

#### 改正前基準

対象加工食品の用に供する業務用生鮮食品であって、当該対象加工食品の原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が50%以上であるものに表示義務。

(農産物漬物にあつては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位4位(内容重量が300g以下のものにあつては、上位3位)までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの、野菜冷凍食品にあつては、原材料及び添加物の重量に占める割合が高い野菜上位3位までのもの、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの、うなぎ加工品にあつてはうなぎ、かつお削りぶしにあつてはかつおのふし。)

#### 新基準

改正前の基準に加え、一般用加工食品の用に供する業務用生鮮食品であつて、当該一般用加工食品の対象原材料となるものに表示義務。

具体的には、改正前の制度で表示義務のあつた業務用生鮮食品に、一般用加工食品の重量割合上位1位となる業務用生鮮食品を追加。

18

## 原料原産地表示制度の具体的な改正点⑫(経過措置期間)

### 経過措置期間[基準附則第2条]

- 施行日から平成34年3月31日までに製造され、又は加工される加工食品(業務用加工食品を除く。)並びに同日までに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品については、改正前の基準による表示が可能。

### 経過措置期間[基準附則第3条]

- 施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品(長期醸造の酒類、果実酢等)については、平成34年4月1日以降も表示を要しない。

19

# その他

## 消費者委員会「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」(平成23年7月6日)(抄)

- 消費者委員会食品表示部会において、「原料原産地表示の拡大をより進めるためには、義務対象品目を選定する際の基本的な考え方や候補品目の選定方法等について改めて議論する必要があるのでは」との多数の意見があったことから、平成23年1月から同部会に調査会が設置され、同年7月までに6回開催し議論。
- 平成23年7月6日、「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」を取りまとめ。

### 原料原産地表示に対する基本的な考え方の整理

JAS法は、品質に関する適正な表示を行わせることによって消費者の商品選択に資することを目的とする法律であることから、本調査会では、同法の目的の範囲内で原料原産地表示を拡大する方策について取りまとめるとともに、消費者庁で進められている食品表示の一元的な法体系のあり方の議論の一環として、原料原産地表示の意義を含め、その議論に資する課題を提起する。

### 新たな表示方法の実効性について

#### 4. 新たな表示方法の実効性について

食品の表示に関する共同会議では、加工食品の原料原産地表示を拡大するためには、新たな表示方法を導入する必要があるのではないかとこの観点から、①切り替え産地を列挙する可能性表示、②「国産」・「外国産」又は「輸入」といった大括り表示、③輸入中間加工品の原産地表示の方法の導入の案が挙げられた。

本調査会では、共同会議における検討経緯を踏まえ、さらにこれらの表示方法の導入の是非について検討を行ったところ、①については、表示と原材料の内容が一致しないので、表示する意義が小さいという意見、原材料の季節変動に対応した柔軟な表示方法をさらに工夫すべきという意見、②については、大まかではあるが原材料の内容を伝える表示となっており、導入によって表示可能な品目の増加が期待できるという意見、消費者にとって適切な情報を提供することになるのか疑問であるという意見、国産品の消費拡大につながるという意見、逆に輸入品を排斥することになりかねないという意見、③については、これも必要とする意見と、消費者が本当に知りたい情報なのか疑問であるという意見があった。

消費者庁においては、これらの意見を踏まえ、それぞれの表示方法に対する消費者の受け止め方や事業者の実行可能性などを調査した上で、さらに検討を進める必要がある。

消費者委員会は、平成23年8月、食品表示部会から「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」の提出を受けた。消費者委員会は、消費者庁がこの報告書の内容を踏まえ、必要な検討を進めることを求める。

特に、「品質の差異」に着目するJAS法の制度下では、加工食品の原料原産地表示の拡大には限界があることから、現在、消費者庁で進めている食品表示の一元的な法体系のあり方の検討の一環として、食品表示が消費者の商品選択に資するためのものであることを踏まえ、食品表示が何のためにあるのかといった根本的な意義について消費者・事業者等の意見を聞きつつ、幅広い議論を行い、新たに制定される法体系の下で、原料原産地表示の対象品目や選定方法等を改めて設定されることを期待する。

## 消費者への普及・啓発

今般の原料原産地表示制度の見直しに伴い、「国別重量順表示」、「可能性表示」、「大括り表示」及び「製造地表示」により原料原産地表示された同一品目の商品が店頭に並ぶ可能性が想定される。新たな制度であるため、消費者を始めとする関係者への普及・啓発活動が重要であり、パンフレット作成などにより、積極的に普及・啓発活動を行う。

(現在検討中の具体的な取組内容)

### 1 資料(パンフレット・リーフレット等)の作成

○様々な場面で周知ができるよう、様々な大きさ及び内容のものを作成する。

- ①スーパーマーケット等で加工食品の傍に置いてもらえる小さなチラシ形式のもの  
(商品を購入する際に、表示の意味を確認できるようなもの)
- ②地方公共団体・関係団体等や全国説明会等で配布するパンフレット形式のもの  
(制度の概要を分かりやすくまとめたもの)
- ③消費者向けQ&A(スマートフォンなど外出先でも見られるもの)
- ④地方公共団体・関係団体等で貼り出してもらおうポスター形式のもの  
(制度の概要を分かりやすくまとめたもの)

○普及・啓発方法については、制度が施行された後に、①、②、④を幅広く配布するとともに①、②、③を消費者庁ウェブサイトに掲載。例えばスーパーマーケットやコンビニエンスストア等への配置、スマートフォンなど外出先でも見られるもの等、今までとは異なる普及・啓発方法について検討。

### 2 政府広報を始めとしたCMや新聞・雑誌等の広告

### 3 表示制度の理解度調査

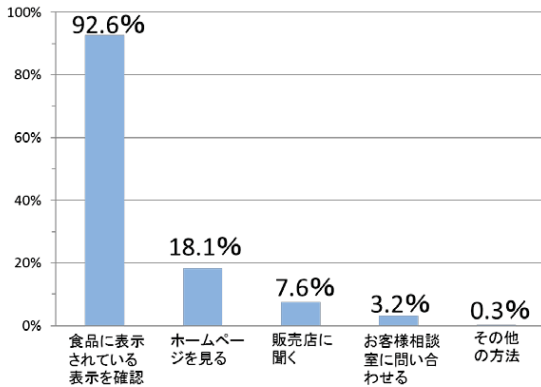
○平成29年度から消費者庁が行っている食品表示に関する消費者意向調査を活用して、加工食品の原料原産地表示を含む表示制度の理解度等の調査を行う予定(何年間か継続的に調査を行う予定。)

## インターネットによる表示方法について

- 消費者調査では、産地情報入手する手段については、「食品に表示されている表示を確認」が約93%と最も多く、次いで、「ホームページを見る」が約18%となっていることから、消費者は産地情報の入手に当たって、容器包装の表示を参考としている場合が圧倒的に多い[下表参照]。また、特に高齢者などの中にはインターネットリテラシーが高くない方もいることから、義務表示は容器包装への表示により行うこととした。

なお、義務表示は容器包装への表示により行うものとするが、補足的にインターネットなどにより詳細な情報提供を行うため、事業者は自主的かつ積極的な情報提供に努めることが望ましい。

産地情報入手する手段として、どのような方法をとりますか。(複数選択可)



第3回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から  
 ※ 平成28年3月、一般消費者3,000人を対象としたWebアンケート調査を実施。  
 ※ 産地情報入手する手段については、「食品に表示されている表示を確認」が92.6%で最も多く、次いで「ホームページを見る」が18.1%、「販売店に聞く」が7.6%、「お客様相談室に問い合わせる」が3.2%となった。(n=2,777)

### (インターネットによる情報提供のイメージ)

名称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉(輸入又は国産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、...

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

※ 主要な原料の詳細については、〇〇ホームページ、お客様相談室にお問合ください。

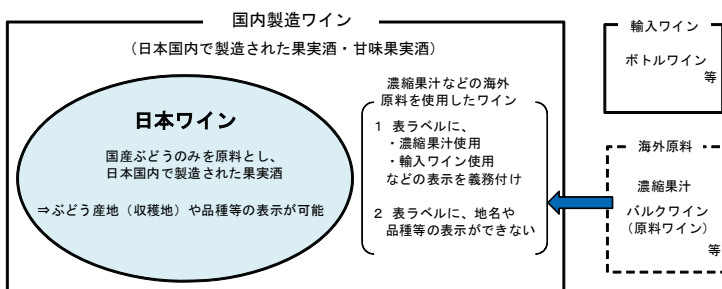
## 果実酒等の製法品質表示基準(概要)(平成27年10月30日国税庁告示第18号)

### 表示基準の概要

#### (1) 表示基準制定の目的

従来から、一般的に「国産ワイン」と呼ばれていたものには、国産ぶどうのみを原料とした「日本ワイン」のほか、輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたものも混在し、「日本ワイン」とそれ以外のワインの違いがラベル表示だけでは分かりにくいという問題が存在。そのため、消費者の方が適切に商品選択を行えるよう、表示を分かりやすくすることなどを目的として、表示基準を制定。

#### (2) 日本ワイン・国内製造ワイン・輸入ワインの区分



- ①「日本ワイン」 : 国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒。
- ②「国内製造ワイン」 : 日本ワインを含む、日本国内で製造された果実酒及び甘味果実酒。
- ③「輸入ワイン」 : 海外から輸入された果実酒及び甘味果実酒。

平成30年10月30日から適用。

#### <日本ワインの一括表示事項・表示例>

- 日本ワインの一括表示欄には「日本ワイン」と表示されるほか、原材料名及びその原産地名が表示されます

日本ワイン  
 品目 果実酒  
 原材料名 ぶどう(日本産)※  
 /酸化防止剤(亜硫酸塩)  
 製造者 国税株式会社  
 東京都千代田区霞が関3-1-1  
 内容量 720ml  
 アルコール分 12%

※「日本産」に代えて地域名(「東京都産」等)を表示することもできます。

#### <日本ワイン以外の国内製造ワインの一括表示事項・表示例>

- 国内製造ワインの一括表示欄には、原材料名及びその原産地名が表示されます。

品目 果実酒  
 原材料名 輸入ワイン(外国産)、  
 濃縮還元ぶどう果汁(外国産)、  
 ぶどう(日本産)※1、※2  
 /酸化防止剤(亜硫酸塩)  
 製造者 国税株式会社  
 東京都千代田区霞が関3-1-1  
 内容量 720ml  
 アルコール分 12%

※1 原材料として使用した果実(ぶどう)、濃縮果汁(濃縮還元ぶどう果汁)、輸入ワインが使用量の多い順に表示されます。  
 ※2 「日本産」に代えて地域名(「東京都産」等)、「外国産」に代えて原産国名を表示することもできます。

#### <輸入ワインの一括表示事項・表示例>

- 輸入ワインの一括表示欄には原産国名が表示されます。  
 (注) 輸入ワインのラベルに関する表示事項の規定はありません。

品目 果実酒  
 輸入者 国税株式会社  
 所在地・引取先 東京都千代田区霞が関3-1-1  
 内容量 750ml  
 アルコール分 12%  
 原産国名 ○○



## 加工食品の原料原産地表示の拡大

対象加工食品：国内で製造した全ての加工食品  
(ただし、現行同様、外食、いわゆるインスタ加工等を除く。)

対象原材料：製品に占める重量割合上位1位の原材料

表示方法：

現行同様、国別重量順に表示

例：(A国、B国)

(A国、B国、その他)

実行可能性を踏まえ、認められる条件、誤認防止への対応を定めた上で、以下の規定を導入

又は表示

国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのために容器包装の変更を生じると見込まれる場合

例：(A国又はB国)  
(A国又はB国又はC国)  
(A国又はB国又はその他)

過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

大括り表示

例：(輸入、国産)

と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのために容器包装の変更を生じると見込まれる場合

大括り表示+又は表示

例：(輸入又は国産)

と表示しても可

過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

中間加工原材料の製造地表示

対象原材料が中間加工原材料である場合

例：(A国製造) (国内製造)

※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可

※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、又は表示など上記の考え方を準用

その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 又は表示や大括り表示等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 実施までに一定の経過措置期間をおく。
- 制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する。

## 表示方法のイメージ図

【原則】 国別重量順表示

(A国、B国)

(A国、B国、C国)

3か国目以上は、その他と記載できる  
(A国、B国、その他)

・産地切替えなどのために容器包装の変更を生じると見込まれる場合、以下の例外により表示できる。

・2か国の場合

【例外1】

又は表示  
(A国又はB国)

※過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

・3か国以上の場合

選択可

【例外1】

又は表示  
(A国又はB国又はC国)

※過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

3か国目以上は、その他と記載できる  
(A国又はB国又はその他)

【例外2】

大括り表示  
(輸入)

国産と混合あり  
(輸入、国産)

※輸入と国産の重量順が表示不可能

【例外3】

大括り表示+又は表示  
(輸入又は国産)

※過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

対象原材料が中間加工原材料の場合

中間加工原材料の製造地表示 (A国製造) (国内製造)

※ 中間加工原材料の原料の産地まで遡って産地を表示することもできる。

※ 中間加工原材料の製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、又は表示など上記例外1～3の考え方を準用する。

# 食品表示基準の一部を改正する内閣府令

○内閣府令第四十三号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年九月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

- 1 -

- 2 -

改正後		改正前	
<p>(横断的義務表示)</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。</p>		<p>(横断的義務表示)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。</p>	
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
輸入品 以外の 加工食 品	原料原 産地名	別表第 十五に 掲げる 加工食 品輸 入品を 除く。 以下「 対象加 工食品 」とい	原料原 産地名
	1 対象原材料（使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づき酒類の表示の基準において原産地を表示することとされている原材料及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）第二条第三項に規定する指定米穀等（米穀及び別表第十五の1の(6)に掲げるものを除く。）の原材料である米穀を除く。）をいう。以下同じ。）の原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。		1 別表第十五の1から22までに掲げるものにあつては、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十八パーセント以上であるものの原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

- 一 対象原材料が生鮮食品であるもの（別表第十五の2から5までに掲げるものを除く。）にあつては、次に定めるところにより表示する。
- イ 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。
- (イ) 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名
- (ロ) 畜産物にあつては、主たる飼養地（最も飼養期間が長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名
- (ハ) 水産物にあつては、生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）した水域の名称（以下「水域名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名
- ロ 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。

「号の細分を削る。」

- 一 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。
- イ 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名
- 「加える。」
- 「加える。」
- 「加える。」
- ロ 畜産物にあつては、主たる飼養地（最も飼養期間が長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名
- ハ 水産物にあつては、生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）した水域の名称（以下「水域名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名
- 一 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。
- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」

- 二 対象原材料が加工食品であるもの（別表第十五の2から5までに掲げるものを除く。）にあつては、次に定めるところにより表示する。
- イ 国産品にあつては、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあつては外国において製造された旨を「〇〇製造」と表示する（〇〇は、原産国名とする。）。ただし、国産品にあつては、「国内製造」の表示に代えて、「〇〇製造」と表示する（〇〇は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。
- ロ イの規定による原産地の表示に代えて、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示することができる。
- ハ 別表第十五の1に掲げるものにあつては、イの規定にかかわらず、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産

- 。以下同じ。）した水域の名称（以下「水域名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名
- 一 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。
- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」

地を表示する。

三 一及び二の規定により表示することとされる原産地が二以上ある場合にあつては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

四 一及び二の規定により表示することとされる原産地が三以上ある場合にあつては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に二以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。

五 別表第十五の1に掲げるものの対象原材料及び2から6までの規定により原産地を表示する原材料以外の対象原材料にあつては、次のいずれかに該当し、かつ、三及び四の規定により表示することが困難な場合には、次に定めるところにより表示することができる。

イ 対象原材料として二以上の原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、三の規定にかかわらず、使用される可能性がある原産地を、過去の一定期間における使用実績又は将来の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量の割合（以下「一定期間使用割合」とい

う。）の高い原産地から順に、「又は」の文字を用いて表示することができる。

(イ) 過去の一定期間における使用実績に基づき原産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間における使用計画に基づき原産地を表示した場合にはその旨が認識できるよう、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示すること。

(ロ) 一定期間使用割合が五パーセント未満である対象原材料の原産地（前号の規定に基づき「その他」と表示されたものを除く。）については、当該原産地の表示次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が五パーセント未満である旨を表示すること。

(ハ) 過去又は将来の一定期間において、対象原材料として使用する二以上の原産地のものの当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保管すること。

ロ 対象原材料として三以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて

三 一に定める原産地が二以上ある場合にあつては、原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

四 一に定める原産地が三以上ある場合にあつては、原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に二以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。

〔号を加える。〕

、過去又は将来の一定期間における当該原産地の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動を示す資料を保管している場合には、三の規定にかかわらず、原産国名の表示に代えて、輸入品である旨を、対象原材料が生鮮食品である場合には「輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には「外国製造」等と表示することができる。

ハ 対象原材料として国産品及び三以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、三の規定にかかわらず、使用される可能性がある原産地として、対象原材料が生鮮食品である場合には国産である旨及び輸入品である旨を「国産又は輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には国内において製造された旨及び外国において製造された旨を「国内製造又は外国製造」等と、一定期間使用割合の高いものから順に表示することができる。

(イ) 過去の一定期間における使用実績に基づき原産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間における使用計画に基づき原産地を表示した場合にはその旨が認識できるよう、一定期間使

用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示すること。

(ロ) 一定期間使用割合が五パーセント未満である対象原材料の原産地については、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が五パーセント未満である旨を表示すること。

(イ) 過去又は将来の一定期間において、対象原材料として使用する三以上の外国が原産地のものの当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること、三以上の外国が原産地である対象原材料と国産品である対象原材料の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保管すること。

六 別表第十五のイに掲げるものにあつては、対象原材料として二以上の原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合には、三の規定にかかわらず、使用される可能性がある原産地を、一定期間使用割合の高い原産地から順に表示することができる。(イ)

五 原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十六パーセント以上であるものの性質等により特別の事情がある場合には、おおむね特定された原産地を一から四までの順により表示することができる。この場合には、その旨が認識できるよう、必要な表示をしなければな

の場合において、一定期間において使用した割合の高いものから順に表示したことが認識できるように、必要な表示をしなければならない。

2 別表第十五の2に掲げる農産物漬物にあつては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

〔一〇三 略〕

3 別表第十五の3に掲げる野菜冷凍食品にあつては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

〔一〇二 略〕

4 別表第十五の4に掲げるうなぎ加工品にあつては、うなぎの名称の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。

〔一〇二 略〕

5 別表第十五の5に掲げるかつお削りぶしにあつては、次に定めるところにより表示する。

一 かつおのふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあつては国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあつては外

らない。

2 別表第十五の23に掲げる農産物漬物にあつては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

〔一〇三 同上〕

3 別表第十五の24に掲げる野菜冷凍食品にあつては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

〔一〇二 同上〕

4 別表第十五の25に掲げるうなぎ加工品にあつては、うなぎの名称の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。

〔一〇二 同上〕

5 別表第十五の26に掲げるかつお削りぶしにあつては、次に定めるところにより表示する。

一 かつおのふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、

国において製造された旨を「〇〇製造」と表示する（〇〇は、原産国名とする。）。ただし、国産品にあつては、「国内製造」の表示に代えて、「〇〇製造」と表示する（〇〇は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。

二 「略」

6 別表第十五の6に掲げるおにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）にあつては、のりの名称の次に括弧を付して、当該のりの原料となる原そうの原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。

一 国産品にあつては、国産である旨に代えて水域名、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。

二 輸入品にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。

7 1から6までの規定により表示することとされる原産地以外の原材料の原産地を、1の規定により表示することができる。

国産品にあつては、国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。

二 「同上」

〔項を加える。〕

6 別表第十五の1から22までに掲げるものにあつては1に定めるところにより表示することとされる原材料の原産地以外の原材料の原産地を、それ以外の加工食品にあつては原材料の原産地を、1の規定により表示





〔四・五 略〕

4 〔略〕

(義務表示)

第二十四条 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、農産物又は水産物の原産地については、国産品にあつては国産である旨の表示をすることができる。また、前項の規定により表示することとされる原産地が二以上ある場合にあつては、当該業務用生鮮食品に占める重量の割合の高い原産地の順が分かるように表示する。

3 前二項の規定にかかわらず、一般用加工食品の用に供する業務用生鮮食品であつて、当該一般用加工食品において第三條第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料原産地の表示の義務がある原料となるもの(当事者間で合意した場合を含む。)以外のものにあつては、原産地の表示を省略することができる。

量に占める割合が五パーセント以上のものとなるものの原料原産地  
原材料の重量に占める割合については、その割合が高い原産地の順が分かるように表示する。

〔四・五 同上〕

4 〔同上〕

(義務表示)

第二十四条 〔同上〕

〔項を加える。〕

2 前項の規定にかかわらず、対象加工食品の用に供する業務用生鮮食品であつて、当該対象加工食品の原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五パーセント以上であるもの(農産物漬物にあつては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位(内容重量が三百グラム以下のものにあつては、上位三位)までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、野菜冷凍食品にあつては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、うなぎ加工品にあつてはうなぎ)以外のものにあつては、原産地の表示を省略

別表第十五 (第三條、第十條関係)

1 次に掲げるもののうち、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品(5)の緑茶及び緑茶飲料にあつては荒茶の原材料、(6)のもちにあつては米穀、(8)の黒糖及び黒糖加工品にあつては黒糖の原材料、(9)のこんにやくにあつてはこんにやくいも(こんにやくの原材料であるこんにやく粉の原材料として用いられたこんにやくいもを含む。)、(18)のこんぶ巻にあつてはこんぶに限る。)の当該割合が五パーセント以上であるもの

- (1) 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実(フレック状又は粉末状にしたものを除く。)
- (2) 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実(農産物漬物を除く。)
- (3) ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん(缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
- (4) 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの(切断せずに詰め合わせたものを除く。)
- (5) 緑茶及び緑茶飲料
- (6) もち
- (7) いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- (8) 黒糖及び黒糖加工品
- (9) こんにやく

することができる。

別表第十五 (第三條、第十條関係)

- 1 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実(フレック状又は粉末状にしたものを除く。)
- 2 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実(農産物漬物を除く。)
- 3 ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん(缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
- 4 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの(切断せずに詰め合わせたものを除く。)
- 5 緑茶及び緑茶飲料
- 6 もち
- 7 いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- 8 黒糖及び黒糖加工品
- 9 こんにやく

(10) 調味した食肉（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）	10 調味した食肉（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
(11) ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）	11 ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
(12) 表面をあぶった食肉	12 表面をあぶった食肉
(13) フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）	13 フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
(14) 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。）	14 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。）
(15) 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）	15 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）
(16) 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類	16 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
(17) 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）	17 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
(18) こんぶ巻	18 こんぶ巻
(19) ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）	19 ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
(20) 表面をあぶった魚介類	20 表面をあぶった魚介類
(21) フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）	21 フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
(22) (4)又は(14)に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断	22 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せ

2 農産物漬物	23 農産物漬物
3 野菜冷凍食品	24 野菜冷凍食品
4 うなぎ加工品	25 うなぎ加工品
5 かつお削りぶし	26 かつお削りぶし
6 おにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令の施行日から平成三十四年三月三十一日までに製造され、又は加工される加工食品（業務用加工食品を除く。）並びに同日までに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品の表示（この府令による改正に係る部分に限る。）については、この府令による改正後の食品表示基準第二章及び第三章並びに附則第四条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 前条の規定にかかわらず、この府令の施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品の表示は、なお従前の例によることができる。

## 食品表示基準について（新旧対照表）

食品表示基準について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消費表第139号）</p> <p>（総則関係）</p> <p>1 適用範囲について</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） <u>加工食品の原料原産地表示について</u>  <u>消費者の自主的かつ合理的な選択機会の確保に資するよう、可能な限り産地情報を充実することが望ましいという観点を基本とし、原則国内で製造した全ての加工食品について、使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料に原産地の表示を義務付ける。また、食品表示基準に基づく表示方法は、当該原材料に占める重量の割合の高いものから順に原料原産地を表示する「国別重量順表示」を原則とし、それが可能でない場合についても、消費者の誤認を招かないよう、消費者の選択に資する一定の有用な情報が必ず表示される制度とした。</u></p> <p>（4） <u>試験検査の業務管理の実施について</u> （略）</p> <p>（5） <u>その他</u> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）～（11）（略）</p> <p>（12） <u>原料原産地名（食品表示基準別表第15の1から6に掲げるものを除く。）</u></p> <p>① <u>対象加工食品及び原材料並びに表示方法について</u></p> <p>ア <u>対象加工食品</u>  <u>全ての一般用加工食品（輸入品を除く。）を対象とする。</u></p> <p>イ <u>対象原材料</u>  <u>使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料（酒税の保全及び酒</u></p>	<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消費表第139号）</p> <p>（総則関係）</p> <p>1・2（略）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（3） <u>試験検査の業務管理の実施について</u> （略）</p> <p>（4） <u>その他</u> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）～（11）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第86条の6第1項の規定に基づき酒類の表示の基準において原産地を表示することとされている原材料及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第2条第3項に規定する指定米穀等（米穀及び別表第15の1の（6）に掲げるものを除く。）の原材料である米穀を除く。）であり、添加物及び水は含まない。

#### ウ 表示方法

食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の一の規定により表示する。また、表示することとされる原産地が2以上ある場合にあっては、原則、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示（以下「国別重量順表示」という。）する。

② 「製造地表示」（食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の二の規定による表示）

#### ア 呼称について

「製造地表示」とする。

#### イ 定義

「製造地表示」の製造とは、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為をいい、製品の小分け、詰め合わせ、単なる切断、単なる混合、冷凍等の加工行為とみなされるものは含まれない。

#### ウ 表示方法

(7) 製造地表示を行う原産地が2以上ある場合は、原則、国別重量順表示し、国名ごとに「製造」の文字を付すこと。

(4) 「〇〇製造」の文字に代えて、「〇〇加工」と表示することはできない。

(4) 生鮮食品の原材料名に対応させて、「〇〇製造」と表示することはできない。

(エ) 加工食品の原材料に占める重量割合が最も高い生鮮食品の原産地が分かる場合には、製造地表示に代えて、当該生鮮食品の名称と共にその原産地を表示することができる。

③ 「又は表示」（食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のイの規定による表示）

#### ア 呼称について

「又は表示」とする。

イ 「又は表示」を使用できる場合について

原材料の過去の一定期間における産地別使用実績（新製品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画）からみて、国別重量順表示をしようとした場合に、表示をする時点（製造日）を含む1年間で重量順位の変動又は産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難であり、根拠資料を保管し、一定期間使用割合の高いものから順に表

示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示している場合に限る。

なお、容器包装に表示した原産地の範囲内での使用を認めるものであり、表示されていない原産地の原料を使用することは認めない。

④ 「大括り表示」(食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五の規定による表示)

ア 呼称について

「大括り表示」とする。

イ 「大括り表示」を使用できる場合について

原材料の過去の一定期間における産地別使用実績(新製品の場合又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画)からみて、国別重量順表示をしようとした場合に、3以上の外国産の産地表示について、表示をする時点(製造日)を含む1年間で重量順位の変動又は産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難であり、根拠資料を保管している場合に限る。

ウ 輸入品である旨について

「輸入」のほか、「外国産」、「外国」などの表示でも可能とする。また、輸入より狭い範囲を表す、一般に知られている地域名等(EU、NAFTA、ASEAN、アフリカ、南米等)の表示も可能とする。

⑤ 「又は表示」と「大括り表示」の併用(食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のハの規定による表示)

「又は表示」と「大括り表示」の併用が使用できる場合について

「大括り表示」の認められる条件を満たした上で、輸入品の合計と国産品の重量順位に変動があり、「国産、輸入」や「輸入、国産」の表示が困難な場合であって、「又は表示」の認められる条件を満たす場合に限る。

⑥ 根拠資料について

ア 保管が必要な根拠資料

(7) 過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動又は産地の切替えがあることを示す資料。

(1) 同期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料。

イ 保管期間

(7) 根拠資料を基に表示が行われている製品の賞味期限又は消費期限に加えて1年間。

(1) 賞味期限又は消費期限を省略しているものについては、製造から5年間。

ウ 保管方法

文書又は電子媒体のいずれの方法でも構わない。

- ⑦ 過去の一定期間の時期及び期間について  
過去の一定期間における産地別使用実績は、表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）から遡って3年以内の中での1年以上の実績に限る。
- ⑧ 今後の一定期間における産地別使用計画を使用する場合について  
過去の一定期間における産地別使用実績に基づく「又は表示」、「大括り表示」又は「又は表示」と「大括り表示」の併用を基本とし、新製品又は原料調達先の変更が確実な場合など、過去の産地別使用実績が使用できない場合は、今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示を使用しなければならない。なお、産地別使用計画は、当該計画に基づく製造の開始日から1年間以内の予定に限る。
- ⑨ 上記③から⑤までの表示をする場合について、産地別使用実績及び産地別使用計画に求められる合理性  
以下の場合は、③から⑤までの表示をすることができない。  
ア 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画と、実際の使用実績が大きく異なり（3か国目以降を「その他」と表示している製品で、「その他」と表示していた国が結果として大部分を占める場合等）、その理由について合理的な説明ができない場合。  
イ 策定した産地別使用計画の根拠について、合理的な説明ができない場合。
- ⑩ 国別重量順表示が困難な場合について  
以下の場合は、困難とは認めない。  
ア 産地の切替えの都度、表示を切り替えること又は包材自体を切り替えることができる場合。  
イ 「大括り表示」を行うためだけに、意図的に、ごく短期間だけ複数国から原料調達を行う場合。
- ⑪ ウェブサイト等による自主的な情報提供について  
原料原産地表示が義務付けられていない原材料や、「製造地表示」、「又は表示」、「大括り表示」等を行った場合における詳細な産地情報、使用割合等について、ウェブサイトに等により、消費者に対して自主的かつ積極的な情報提供に努めることが望ましい。
- (13) 食品表示基準表第15の6に定めるおにぎり  
① おにぎりの定義  
炊飯米又は炊飯米と具材を組み合わせた料理をのりで巻いたもの（のりを自ら巻く形態で販売されているものを含む。）

(新設)

② おにぎりに該当しないもの

ア おにぎり与其他の食材を組み合わせたもの。

イ 酢飯と具材を組み合わせた料理をのりで巻いたもの。

(14) 食品表示基準別表第19に定めるもの  
(略)

2～4 (略)

5 表示の方式

(1) 「邦文をもって」

第8条第1号の「邦文をもって」とは、原則として、漢字、平仮名、片仮名又はアラビア数字を用いて表示することを用いる。

ただし、以下の場合は、ローマ字等を用いて表示しても「邦文をもって」とみなす。

①～④ (略)

⑤ ローマ字等の表記が一般的であり、かつ、漢字、平仮名又は片仮名で表記した方が分りにくい場合。

⑥ その他

(2)～(4) (略)

6～7 (略)

(生鮮食品)

1～4 (略)

(添加物)

1～3 (略)

(附則)

1 平成27年4月1日に施行した食品表示基準の経過措置期間中は、一定の期間、「なお従前の例によることができる」、すなわち、食品表示基準に基づく表示と、食品表示基準別表第2条各号で廃止する基準（以下「旧基準」という。）に基づく表示が混在することとなる。

2・3 (略)

4 平成29年9月1日に施行した食品表示基準の経過措置期間は、平成34年3月31日までであるが、計画的に当該基準に基づく原料原産地表示に移行することが望ましい。

(12) 食品表示基準別表第19に定めるもの  
(略)

2～4 (略)

5 表示の方式

(1) 「邦文をもって」

第8条第1号の「邦文をもって」とは、原則として、漢字、平仮名、片仮名又はアラビア数字を用いて表示することを用いる。

ただし、以下の場合は、ローマ字等を用いて表示しても「邦文をもって」とみなす。

①～④ (略)

(新設)

⑤ その他

(2)～(4) (略)

6～7 (略)

(生鮮食品)

1～4 (略)

(添加物)

1～3 (略)

(附則)

1 経過措置期間中は、一定の期間、「なお従前の例によることができる」、すなわち、食品表示基準に基づく表示と、食品表示基準別表第2条各号で廃止する基準（以下「旧基準」という。）に基づく表示が混在することとなる。

2・3 (略)

(新設)



また、施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品（平成34年4月1日以降に販売予定であり、長期醸造されている酒類や果実酢等）については、平成34年4月1日以降もなお従前の例によることができるが、消費者への情報提供の観点から、可能な限り当該基準に基づき原料原産地表示を行うことが望ましい。

## 新たな原料原産地表示制度に関するQ & A

## I 表示対象

- (原原一1) 原料原産地表示の対象となる加工食品はどのようなものですか。
- (原原一2) 原料原産地表示の対象となる原材料とはどのようなものですか。
- (原原一3) 酒類も原料原産地表示の対象になりますか。対象である場合、原料原産地表示の対象となる原材料とはどのようなものですか。
- (原原一4) いわゆる「冠表示」の原材料も原料原産地表示の対象になりますか。
- (原原一5) 水も原料原産地表示の対象になりますか。
- (原原一6) 添加物も原料原産地表示の対象になりますか。
- (原原一7) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、複合原材料（2種類以上の原材料からなる原材料）を、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がないことから、原材料名欄で分割して表示している場合、どの原材料の原産地を表示すればよいですか。
- (原原一8) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、複合原材料（2種類以上の原材料からなる原材料）を、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がないことから、原材料名欄で分割した後、製品中に含まれる複数の同一原材料を合算して表示している場合、原材料の原産地はどのように考えればよいですか。
- (原原一9) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料の項の2の一の規定に基づき、同種の原材料をまとめ書きしている場合（「野菜（○○、△△）」等）、どの原材料に原産地を表示する必要がありますか。
- (原原一10) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の一の規定に基づき、同種の原材料をまとめ書きしている場合、野菜が全て国産である場合は、どのような書き方ができますか。
- (原原一11) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の二の規定に基づき、複数の加工食品A、Bが個別に包装されるなど、区分けされ、それを組み合わせて1つの製品となる食品であって、その構成要素となる加工食品A、Bに区分けして原料表示をしている場合、どの原材料に原産地の表示義務がありますか。

## 新たな原料原産地表示制度に関するQ&A

(食品表示基準Q&A（平成29年9月1日消費表第410号）より抜粋)

平成29年9月

消費者庁 食品表示企画課

よる使用割合の併記は必要ですか。

(原原一12) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の3の規定に基づき、原材料を「植物油」、「でん粉」等と括って表示している場合、原材料の原産地はどのような考えればよいですか。

(原原一13) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の3の規定に基づき、原材料を「魚肉」等と括って表示している場合、原材料の原産地はどのようなのですか。

(原原一14) 重量割合上位1位の原材料が2つ以上ある場合、どの原材料に原料原産地表示を行う必要がありますか。

## II 表示方法

(原原一15) 原料原産地表示は、どこに表示すればよいですか。

(原原一16) 原材料が生鮮食品である場合の原料原産地表示の国別重量順表示について、基本的な表示方法を教えてください。

(原原一17) 複数の原産地の原材料を混合している場合の表示の方法について教えてください。

(原原一18) 原材料名欄には、アレルギー表示や遺伝子組換え表示を行うこともありますが、原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示の順番について、優先順位はありますか。

(原原一19) 原料原産地表示について、原料原産地を国名以外で表示することはできますか。

(原原一20) 原料原産地名の表示について、国名を「略称」等で表示することはできますか。また、米国をUSAやUSと表示することはできますか。

(原原一21) 原料原産地表示について、原産地を表す記号を活用して、表示することはできますか。

(原原一22) 原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）について、食品表示基準第7条の規定に基づき、特定の原産地名とその使用割合を強調して表示しますが、別途、一括表示内に原料原産地の表示が必要ですか。

(原原一23) 一括表示内に原料原産地を表示する際、食品表示基準第7条の規定に

(原原一24) 原料原産地表示対象の重量割合上位1位の原材料に加え、任意で上位5位の原材料にも原料原産地名を表示したい場合、上位2位、3位、4位の原材料には原料原産地名を表示しなくてもよいですか。

(原原一25) 原材料が1種類で原材料名の表示を省略している場合、どのように表示すればよいですか。

## III 「又は表示」

(原原一26) 「又は表示」（食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のイの規定による表示）が認められるのはどのような場合ですか。

また、「又は表示」の根拠資料は、どの程度の期間、根拠として使用できますか。

(原原一27) 「又は表示」の基本的な表示方法について教えてください。

(原原一28) 「又は表示」は、都道府県名による原産地表示でも使用できますか。

(原原一29) 「又は表示」をする際、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づいて表示した場合、使用割合が極めて少ない原産地については、消費者の誤認防止のためにどのような表示をしますか。

(原原一30) 複数の原産地の原材料をタンクに継ぎ足して製造するような場合は、一度使用した原産地は計算上0になることはないが、どのように表示すればよいですか。

## IV 「大括り表示」

(原原一31) 「大括り表示」（食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のロの規定による表示）が認められるのはどのような場合ですか。

また、「大括り表示」の根拠資料は、どの程度の期間、根拠として使用できますか。

(原原一32) 「大括り表示」の基本的な表示方法について教えてください。

(原原一33) 大括り表示において、「EU産」や「南米産」など、「輸入」よりも小さな区分の表示は認められますか。

## V 「大括り表示」＋「又は表示」

(原原一34) 「大括り表示」と「又は表示」の併用（「輸入又は国産」や「国産又は

輸入)」(食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のハの規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。

(原原-35)「大括り表示」と「又は表示」の併用(「輸入又は国産」や「国産又は輸入」)の基本的な表示方法について教えてください。

#### VI 使用実績等

(原原-36)「又は表示」及び「大括り表示+又は表示」において、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画等に基づく表示であることを示す注意書きについて、どのような表現で書けばよいですか。また、どの程度の期間が認められますか。

(原原-37)「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」をする場合に保管すべき資料はどのようなものですか。

(原原-38)過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示をする場合、それぞれに求められる合理性とはどのようなものですか。

(原原-39)「又は表示」、「大括り表示」等の根拠資料等は、どの程度の期間、保管する必要があるのですか。

(原原-40)「又は表示」、「大括り表示」等を使用する際に過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画は、どのような単位で計上することができますか。

#### VII 「中間加工原材料の製造地表示」

(原原-41)原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合の表示方法について教えてください。

(原原-42)中間加工原材料の製造地の決め方を教えてください。

(原原-43)輸入された中間加工原材料について国内で行う行為の中で、「国内製造」とならない行為には、どのようなものがありますか。

(原原-44)何段階かの製造工程を経て製造された中間加工原材料については、どの段階の製造地を表示するのですか。

(原原-45)原料原産地表示の対象である中間加工原材料が複合原材料であって、「中間加工原材料の製造地表示」ではなく、生鮮原材料の原産地まで遡って表示する

場合、複合原材料の中のどの原材料に原産地を表示する必要がありますか。

(原原-46)国内の自社の工場で製造した中間加工原材料について、どの段階の原産地を表示すればよいですか。

(原原-47)中間加工原材料の製造地表示においても、「又は表示」や「大括り表示」等は認められますか。

(原原-48)食品表示基準別表第4に個別の品目ごとに原材料名の表示方法の規定があるものがありますが、それに従い、中間加工原材料の名称に代えて生鮮食品の原材料名まで遡って表示している場合、原料原産地表示はどのようにすればよいですか。

#### VIII 業務用

(原原-49)業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。

(原原-50)業務用加工食品における原産国表示はどのようなものですか。

(原原-51)業務用加工食品における原料原産地表示はどのようなものですか。

(原原-52)業務用加工食品では、原産国名及び原料原産地名について、どこに表示を行えばよいですか。

(原原-53)業務用生鮮食品では、原料原産地表示に関し、どのような表示が必要ですか。

(原原-54)業務用生鮮食品について、原産地の表示はどのようなものですか。

(原原-55)業務用生鮮食品では、原産地について、どこに表示を行えばよいですか。

#### IX その他

(原原-56)別表第15の1～5に掲げる加工食品(いわゆる「22食品群+4品目」)については、「又は表示」や「大括り表示」、「中間加工原材料の製造地表示」はできますか。

(原原-57)いわゆる22食品群(別表第15の1に掲げる加工食品)の中で、原材料及び添加物に占める重量の割合が50%以上の生鮮食品がないものについては、どのように表示すればよいですか。

(原原一58) 個別に原料原産地表示の対象となる「おにぎりのり」の「おにぎり」の範囲と原料原産地の表示方法を教えてください。

(原原一59) 原料原産地表示が義務付けられていないものを自主的に容器包装に表示を行う場合、どのような表示になりますか。

(原原一60) インターネット等で自主的に原料原産地に関する情報提供を行ってもよいですか。

(原原一61) 自然災害や不作等による原材料の調達の急な変更の対応は、どのようにしたらよいですか。

(原原一62) 全ての加工食品への原料原産地表示の拡大に関して、経過措置の適用について教えてください。

(原原一63) 施行の際に製造所又は加工所で製造過程にあって、経過措置期間後に製造を完了する製品も対象になりますか。

(原原一64) 新たな原料原産地表示制度の導入について、消費者へどのように普及啓発していくのですか。

## I 表示対象

(原原一1) 原料原産地表示の対象となる加工食品はどのようなものですか。

(答)

1 消費者への情報提供を目的として、国内で製造した全ての加工食品が原料原産地表示の対象となります。

〔 輸入品（輸入後の国内での加工行為等が、実質的な変更をもたらしていないものを含む。）については、従来どおり輸入品として「原産国名」の表示が必要であり、原料原産地名の表示は必要ありません。〕

2 原材料名の表示等と同様、以下の場合には、原料原産地名の表示は必要ありません。

- ① 設備を設けて飲食させる場合（外食）
- ② 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合（いわゆるインスタア加工を含む。）
- ③ 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合
- ④ 容器包装に入れずに販売する場合

また、容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下の場合には、原料原産地名の表示を省略することができます。

(原原一2) 原料原産地表示の対象となる原材料とはどのようなものですか。

(答)

1 原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）を原料原産地表示の対象（これを対象原材料といいます。）とし、原材料名に対応させてその原産地名の表示をする必要があります。

事業者の実行可能性も考慮し上記を原料原産地表示の対象としましたが、消費者への情報提供の観点からは、できるだけ多くの原材料を原料原産地表示の対象とすることが望ましいです。

ただし、別表15の1に掲げる22食品群と、以下の5品目は個別に原料原産地の規定を設け、原料原産地表示の対象となる原材料を定めています。

- ① 農産物漬物は、重量割合上位4位（又は3位）かつ5%以上の原材料
- ② 野菜冷凍食品は、重量割合上位3位かつ5%以上の原材料
- ③ うなぎ加工品は、うなぎ
- ④ かつお削りぶしは、かつおのふし
- ⑤ おにぎりは、のり

(次頁に続く)

2 なお、以下の法律の規定に基づき、重量割合上位1位の原材料の原産地が表示（情報伝達）されている場合、当該原材料には食品表示基準の原料原産地表示の規定を適用しません。

- ① 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレ一サピリティ法）（平成21年法律第26号）（食品表示基準別表第15の1の(6)に掲げるものを除く。）
- ② 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）  
平成29年9月時点では、②に基づく表示の基準として、果実酒等の製法品質表示基準を定める件（平成27年国税庁告示第18号）が制定されています。

（原原－3）酒類も原料原産地表示の対象になりますか。対象である場合、原料原産地表示の対象となる原材料とはどのようなものですか。

（答）

1 食品表示基準において、「原材料名」の表示義務がない酒類も、原料原産地表示の対象となります。

2 具体的には、以下のいずれかになります。

① 原料原産地名の事項欄を設けて、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）に対応させて原料原産地名を表示。

② 原材料名を任意で表示している場合は、原料原産地名の欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して原料原産地表示することも可能。

3 上記2の②の場合、酒類については、原材料名の表示が義務ではないため、表示順が重量順とは限りませんが、原材料名欄の原材料名の表示順にかかわらず、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）に原料原産地表示を行ってください。

4 なお、清酒、米焼酎（単式蒸留）、みりん及び果実酒は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6第1項の規定に基づく表示の基準に基づき、原材料の原産地が表示（情報伝達）されているため、食品表示基準における原料原産地表示の規定を適用しません。

（原原－4）いわゆる「冠表示」の原材料も原料原産地表示の対象になりますか。

（答）

冠表示は、特定の原材料の名称を、商品名又は商品名の一部として使用する食品の表示方法を一般に指しますが、食品表示基準上の定義はなく、冠表示をもって原料原産地表示の対象としていません。

ただし、冠表示をした特定の原材料が重量割合上位1位の原材料である場合は、原料原産地表示の対象です。

（原原－5）水も原料原産地表示の対象になりますか。

（答）

現行、水は慣例として表示していない場合が多いことから、仮に、水を原材料の欄の一番初めに表示した場合であっても、原料原産地表示の対象となりません。水以外の原材料の中で、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）に原料原産地表示を行う必要があります。

（原原－6）添加物も原料原産地表示の対象になりますか。

（答）

1 食品表示基準においては、原材料と添加物を明確に区分しています。

原料原産地表示の対象は原材料に限り、添加物は表示対象ではありません。

2 したがって、食品中、添加物が最も重量割合が高い場合、その添加物に原料原産地表示を行う必要はなく、原材料の中で、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）に原料原産地表示を行う必要があります。

また、添加物のみで構成されている食品については、原料原産地表示を行う必要はありません。

3 なお、添加物にもともと含まれている賦（ふ）形剤（乳糖、小麦粉、でん粉等）についても、原料原産地表示を行う必要はありません。

(原原一7) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、複合原材料(2種類以上の原材料からなる原材料)を、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がないことから、原材料名欄で分割して表示している場合、どの原材料の原産地を表示すればよいですか。

(答)

- 食品を製造する際に、複合原材料を使用する場合には、複合原材料の一般的な名称をもって原材料名の表示を行うこととしています。
- ただし、食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない場合、複合原材料の全ての原材料を分割して表示することができます。
- その場合、原料原産地表示は、分割した後の原材料名表示に基づき、原材料に占める重量割合が最も高い原材料(重量割合上位1位の原材料)に原産地表示を行う必要があります。

《例1：複合原材料表示による方法》

名称	ラムネ菓子
原材料名	砂糖調製品(韓国製造(砂糖、コーンスターチ))、 レモン果汁/クエン酸、重曹、香料
内容量	10g
賞味期限	平成29年10月1日
保存方法	直射日光を避けて保存してください。
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町▲一▲

名称	ラムネ菓子
原材料名	砂糖調製品(砂糖、コーンスターチ)(韓国製造)、 レモン果汁/クエン酸、重曹、香料
内容量	10g
賞味期限	平成29年10月1日
保存方法	直射日光を避けて保存してください。
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町▲一▲

(次頁に続く)

《例2：分割して表示する方法》

名称	ラムネ菓子
原材料名	砂糖(韓国製造)、コーンスターチ、レモン果汁/ク エン酸、重曹、香料
内容量	10g
賞味期限	平成29年10月1日
保存方法	直射日光を避けて保存してください。
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町▲一▲

(原原一8) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、複合原材料(2種類以上の原材料からなる原材料)を、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がないことから、原材料名欄で分割した後、製品中に含まれる複数の同一原材料を合算して表示している場合、原材料の原産地はどのように考えればよいですか。

(答)

食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、複数の同一原材料を合算して表示している場合は、合算後の表示をしている原材料単位でみて重量割合上位1位の原材料に、原料原産地表示を行います。

(原原一9) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の二の規定に基づき、同種の原材料をまとめ書きしている場合(「野菜(○○、△△)」等)、どの原材料に原産地を表示する必要がありますか。

(答)

- 消費者に分かりやすくする等の事由により、「野菜(○○、△△)」等、まとめ書きをしている場合、原材料単位でみて重量割合上位1位の原材料に、原料原産地表示を行います。
- そのため、まとめ書きしていることにより、原材料名欄の一番先頭に「野菜(○○、△△)」と表示されていても、使用した原材料単位で比較すると、原材料名欄で2番目以降に表示されている原材料が最も重量割合が高い場合は、表示順にかかわらず、その重量割合上位1位の原材料に原産地を表示する必要があります。

例) 野菜 > 豚肉 であるが、豚肉 > たまねぎ の場合、  
原材料名：野菜(たまねぎ、キャベツ、トマト)、豚肉(A国産)

↑

義務



(原原-10) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の1の規定に基づき、同種の原材料をまとめ書きしている場合で、野菜が全て国産である場合は、どのような書き方ができますか。

(答)

以下の例のように表示することができます。なお、以下の例以外は認めないということではありません。消費者に分かりやすい表示としてください。

例) たまねぎ > 豚肉である場合

原材料名：野菜 (たまねぎ (国産)、キャベツ、トマト)、豚肉

原材料名：野菜 (たまねぎ (国産)、キャベツ (国産)、トマト)、豚肉

原材料名：野菜 (国産 (たまねぎ、キャベツ、トマト))、豚肉

原材料名：野菜 (たまねぎ、キャベツ、トマト) (国産)、豚肉

原材料名：野菜 (国産) (たまねぎ、キャベツ、トマト)、豚肉

(原原-11) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の2の規定に基づき、複数の加工食品A、Bが個別に包装されるなど、区分けされ、それを組み合わせて1つの製品となる食品であって、その構成要素となる加工食品A、Bに区分けして原材料表示をしている場合、どの原材料に原産地の表示義務がありますか。

(答)

1 構成要素となる加工食品A、Bそれぞれの重量割合上位1位の原材料のうち、製品全体でみて重量割合が最も高い原材料に原産地表示を行う必要があります。

2 なお、同じ原材料がA、Bそれぞれに使用されているなど、製品全体でみると同じ原材料が複数回表示される場合には、合算は行わないこととします。

3 このような製品として、

① 調理などによりA、Bを合わせた形で食するもの

(例：麺にスープが添付されているもの)

② それぞれが独立しており別々に食するもの

(例：チョコレートとクッキーの組合せ)

等が考えられますが、②のような場合であって、各構成要素ごとに原材料表示を行っているような製品については、各構成要素の重量割合上位1位の原材料の全てに原産地を表示することが望ましいと考えます。

(次頁に続く)

例) A：チョコレート (カカオマス40g、砂糖25g、…)

↑

義務

B：クッキー (小麦粉35g、砂糖25g、…)

↑

任意

※1 合算すると砂糖が重量割合上位1位となりますが、原料原産地表示の必要はありません。

※2 Bの小麦粉の製造地 (原産地) は、表示することが望ましいと考えます。

4 ただし、お中元の詰め合わせ食品など、個別食品ごとに販売することが可能な食品を詰め合せている場合は、構成要素である個別食品について表示する必要があるとします。個別食品ごとに重量割合上位1位の原材料について原料原産地表示が必要です。

(原原-12) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の3の規定に基づき、原材料を「植物油」、「でん粉」等と括って表示している場合、原材料の原産地はどのように考えればよいですか。

(答)

1 当該規定に基づき複数の原材料を括って表示している場合は、適正に表示された原材料名表示 (「植物油」、「でん粉」等) に対応させて、当該原産地 (製造地) を表示してください。

2 その場合、括った元となる複数の原材料の原産地 (製造地) については、括って表示をしている原材料 (「植物油」、「でん粉」等) に占める重量の割合の高いものから順に表示してください。

(原原-13) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の3の規定に基づき、原材料を「魚肉」等と括って表示している場合、原産地表示はどのようにするのですか。

(答)

1 魚肉練り製品等は、冷凍魚肉すり身や鮮魚を主原材料として製造されます。冷凍魚肉すり身や鮮魚を使用し、「魚肉」等と表示した場合の表示方法は以下のとおりです。

(次頁に続く)

2 鮮魚のみで製造した魚肉練り製品等の場合

《例1：原料原産地名の事項欄を設けて表示する場合》  
(魚肉が全て国産の場合)

名称	魚肉ソーセージ
原料料名	魚肉、でん粉、食塩、・・・
原料原産地名	国産(魚肉)
内容量	200g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■■-■■-■■

《例2：原料料名に併記して表示する場合》

(魚肉が全て国産の場合)

名称	魚肉ソーセージ
原料料名	魚肉(国産)、でん粉、食塩、・・・
内容量	200g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■■-■■-■■

《例3：魚種を明記した場合》

名称	ケーシング詰特種かまぼこ
原料料名	魚肉(たら(国産)、ぐち、えそ)、種もの(チーズ)、でん粉、食塩、・・・
内容量	100g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■■-■■-■■

(次頁に続く)

《例4：明記している魚種の全てが国産の場合》

名称	蒸しかまぼこ
原料料名	魚肉((国産)(たら、ぐち、えそ))、でん粉、食塩、・・・
内容量	100g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■■-■■-■■

3 冷凍魚肉すり身のみで製造した魚肉練り製品等の場合

《例5：魚肉すり身の製造地を表示する場合》

(一定期間において重量割合の順番が入れ替わる3以上の外国製造の魚肉すり身  
>国内製造の魚肉すり身の場合)

名称	魚肉ソーセージ
原料料名	魚肉、でん粉、食塩、・・・
原料原産地名	外国製造、国内製造(魚肉すり身)
内容量	200g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■■-■■-■■

《例6：魚肉すり身に使用した鮮魚の産地を表示する場合》

(一定期間において重量割合の順番が入れ替わる3以上の外国産の魚類を原料とした魚肉すり身>国産の魚類を原料とした魚肉すり身の場合)

名称	魚肉ソーセージ
原料料名	魚肉(輸入、国産)、でん粉、食塩、・・・
内容量	200g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■■-■■-■■

(次頁に続く)

《例7：「魚肉」ではなく、「魚肉すり身」と原材料名表示する場合》  
 (一定期間において重量割合の順番が入れ替わる3以上の外国製造の魚肉すり身を  
 使用する場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉すり身(外国製造)、でん粉、食塩、・・・
内容量	200g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	<input type="checkbox"/> 株式会社 東京都千代田区霞が関■■■■

《例8：魚肉すり身に使用した鮮魚の産地を表示する場合》  
 (例7の場合で、鮮魚まで遡った産地を表示する場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉すり身(魚肉(輸入))、でん粉、食塩、・・・
内容量	200g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	<input type="checkbox"/> 株式会社 東京都千代田区霞が関■■■■

4 冷凍魚肉すり身と鮮魚を混合して製造した魚肉練り製品等の場合  
 《例9：魚肉すり身の製造地と鮮魚の産地を表示する場合》  
 (アメリカ製造の魚肉すり身>国産の鮮魚の場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉、でん粉、食塩、・・・
原料原産地名	アメリカ製造(魚肉すり身)、国産(たら)
内容量	200g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	<input type="checkbox"/> 株式会社 東京都千代田区霞が関■■■■

(次頁に続く)

《例10：鮮魚まで遡って産地を表示する場合》  
 (例9の場合で、鮮魚まで遡った産地を表示する場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉(アメリカ、日本)、でん粉、食塩、・・・
内容量	200g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	<input type="checkbox"/> 株式会社 東京都千代田区霞が関■■■■

(原原-14) 重量割合上位1位の原材料が2つ以上ある場合、どの原材料に原料  
 原産地表示を行う必要がありますか。

(答)

重量割合上位1位となる全ての原材料に原料原産地表示を行う必要があります。

## II 表示方法

(原原-15) 原料原産地表示は、どこに表示すればよいですか。

(答)

一般用加工食品への原料原産地表示は、食品表示基準の別記様式1又はこれと同程度に分かりやすく一括して、容器包装に原料原産地名欄を設け、原材料名に対応させて原料原産地を表示するか、原材料名欄に表示してある原材料名に対応させて括弧を付して原料原産地を表示する必要があります。

(原原-16) 原材料が生鮮食品である場合の原料原産地表示の国別重量順表示について、基本的な表示方法を教えてください。

(答)

1 原材料が国産品であるものには国産である旨を、輸入品であるものには「原産国名」を表示します。

2 ただし、原材料が国産品の場合、国産である旨（国産、日本、日本産など）に代えて以下のような表示が可能です。

① 原材料が農産物の場合

都道府県名その他一般に知られている地名の表示が可能です。原料原産地表示では国産である旨の表示が原則なので、「国産」よりも狭く限定された地域であれば表示可能です。

例えば、都道府県名より広い地域名での表示（「九州産」、「関東産」など）も一般に知られている地名として表示が可能です。

② 原材料が畜産物の場合

主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示が可能です。

③ 原材料が水産物の場合

水域名、水揚げ港又は主たる養殖地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示が可能です。

3 また、原材料が輸入品の水産物の場合、原産国名に水域名を併記することができます。これは、例えばインド洋にあるフランス領ケルゲレン諸島で漁獲された魚（メロ）について、原産国名が「フランス」となると、消費者からはフランス本国の近海で獲れたとの誤解を招く可能性があります。このため、国名だけでは分かりにくい場合、水域名を併記できることとさせていただきます。例えば「原材料名：メロ（フランス（インド洋）」と表示することができます。ただし、水域名のみの記載は、国産である旨を示すことになるため、認められません。

(次頁に続く)

## 4 具体的な表示例は以下のとおりです。

《例1：原料原産地名欄による表記》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん臼加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
原料原産地名	カナダ（豚肉）
内容量	150g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例2：原材料名欄に括弧書きで表記（食品表示基準別記様式1 備考3）》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ）、豚脂肪、たん臼加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例3：一括表示枠内に表示することが困難な場合、記載箇所を明記の上で別の箇所に表示》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん臼加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
原料原産地名	商品名下部に記載
内容量	150g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

商品名	〇〇ソーセージ
原料豚肉の原産地名	カナダ

《不適切な表示例》

※ 例1において、原材料が複数ある場合、原料原産地名欄に単に産地名のみ表示すると、どの原材料の産地を表示しているのかわ不明となるため、産地名の後ろに括弧を付して、当該産地に対応した原材料名を表示する必要があります。

名称	ポークソーセージ (ウインナー)
原材料名	豚肉 (カナダ、アメリカ、デンマーク、日本)、豚脂肪、たん加水分解物 (大豆・豚肉・ゼラチンを含む)、還元水あめ、食塩、香辛料 (大豆を含む) / 調味料 (アミノ酸等)、リン酸塩 (Na、K)、...
原料原産地名	カナダ
内容量	150 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	<input type="checkbox"/> 株式会社 東京都千代田区霞が関 ■■■■■



(原-17) 複数の原産地の原材料を混合している場合の表示の方法について教えてください。

(答)

1 2か国以上のものを混合した場合は、原材料に占める重量の割合が高いものから順に原産地を表示します。

《例1：原材料に占める重量の割合の高いものから順に原産地名を表示》

名称	ポークソーセージ (ウインナー)
原材料名	豚肉 (カナダ、アメリカ)、豚脂肪、たん加水分解物 (大豆・豚肉・ゼラチンを含む)、還元水あめ、食塩、香辛料 (大豆を含む) / 調味料 (アミノ酸等)、リン酸塩 (Na、K)、...
内容量	150 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	<input type="checkbox"/> 株式会社 東京都千代田区霞が関 ■■■■■

(次頁に続く)

2 3か国以上のものを混合した場合は、原材料に占める重量の割合が高いものから順に2か国以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することでもできます。

《例2：原料原産地が3か国以上であり、全て表示する場合》

名称	ポークソーセージ (ウインナー)
原材料名	豚肉 (カナダ、アメリカ、デンマーク、日本)、豚脂肪、たん加水分解物 (大豆・豚肉・ゼラチンを含む)、還元水あめ、食塩、香辛料 (大豆を含む) / 調味料 (アミノ酸等)、リン酸塩 (Na、K)、...
内容量	150 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	<input type="checkbox"/> 株式会社 東京都千代田区霞が関 ■■■■■

《例3：原料原産地を2か国以上表示し、それ以外を「その他」と表示する場合》

名称	ポークソーセージ (ウインナー)
原材料名	豚肉 (カナダ、アメリカ、その他)、豚脂肪、たん加水分解物 (大豆・豚肉・ゼラチンを含む)、還元水あめ、食塩、香辛料 (大豆を含む) / 調味料 (アミノ酸等)、リン酸塩 (Na、K)、...
内容量	150 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	<input type="checkbox"/> 株式会社 東京都千代田区霞が関 ■■■■■

(次頁に続く)

3 国産の原材料と外国産の原材料を混合した場合も、国単位で計算します。すなわち、3か国以上のものを混合し、かつ、2か国以上表示した場合に、その他の原産地を「その他」と表示できます。

《例4：鹿児島産（50%）、宮崎産（30%）の原材料とカナダ産（20%）の原材料を混合して使用した場合》

名称 原材料名	ポークソーセージ（ウインナー） 豚肉（国産、カナダ産）、豚脂肪、たんぱく加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	<input type="checkbox"/> 株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

名称 原材料名	ポークソーセージ（ウインナー） 豚肉（国産（鹿児島県、宮崎県）、カナダ産）、豚脂肪、たんぱく加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	<input type="checkbox"/> 株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

名称 原材料名	ポークソーセージ（ウインナー） 豚肉（鹿児島県、宮崎県、カナダ）、豚脂肪、たんぱく加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	<input type="checkbox"/> 株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

(次頁に続く)

《不適切な表示例》

※ 鹿児島県、宮崎県、カナダ、アメリカカを原産地とする原材料を混合している場合であっても、「鹿児島県、宮崎県、その他」という表示は、国単位でみて1か国（日本）しか表示していないため不可。

名称 原材料名	ポークソーセージ（ウインナー） 豚肉（鹿児島県、宮崎県、その他）、豚脂肪、たんぱく加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	<input type="checkbox"/> 株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

(原原-18) 原材料名欄には、アレルギー表示や遺伝子組換え表示を行うこともありませんが、原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示の順番について、優先順位はありますか。

(答)

1 食品表示基準において、原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示の順番について特段の規定はありませんが、特定の食物アレルギー体質をもつ消費者の健康危害の発生を防止するアレルギー表示は、他の表示よりも優先して一番最初に表示すべきと考えます。  
また、特定のアレルギー体質をもつ消費者が適切に判断できるよう、アレルギー表示の対象となる特定原材料等に係る表示の視認性を高めることが望ましいです。

(次頁に続く)

2 具体的な表示例は以下のとおりです。(      はアレルギ―表示、      は遺伝子組換え表示、      は原料原産地表示)

《例1：豆腐サラダに原料原産地表示をする場合》

名称	豆腐サラダ
原材料名	豆腐(大豆を含む： <u>遺伝子組換えでない</u> ) (国内製造)、 レタス、トマト、きゅうり、・・・
内容量	300g
消費期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例2：つくだ煮に原料原産地表示をする場合》

名称	つくだ煮
原材料名	しょうゆ(大豆・小麦を含む、国内製造)、こんぶ、植 物油脂、唐辛子、糖類(砂糖、水飴)、・・・
内容量	100g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光をさけ、常温で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例3：マカロニサラダに原料原産地表示をする場合》

名称	マカロニサラダ
原材料名	マカロニ(イタリア製造)、マヨネーズ、きゅうり、人 参、玉ねぎ、・・・、(一部に小麦・乳成分・卵・大豆 を含む)
内容量	100g
消費期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

(次頁に続く)

《例4：コーンスナック菓子に原料原産地表示をする場合》

名称	コーンスナック菓子
原材料名	コーングリッツ(とうもろこし(アメリカ、遺伝子組 換え不分別)、砂糖、食塩/乳化剤、炭酸カルシウム、 ・・・ 300g
内容量	300g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光をさけ、常温で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

(原原-19) 原料原産地の表示について、原料原産地を国名以外で表示すること  
はできませんか。

(答)

1 国産品では、国産である旨の表示に代えて、より狭く限定され、範囲が明確な  
地域として、都道府県名その他一般に知られている地名で表示することも可能で  
す。

具体的には、

- ① 郡名 (例 秩父郡)
- ② 島名 (例 屋久島)
- ③ 一般に知られている旧国名 (例 丹波、土佐等)
- ④ 一般に知られている旧国名の別称 (例 信州、甲州等)
- ⑤ その他一般に知られている地名 (例 九州、関東、房総 (地域名))

等が考えられます。  
また、水産物の場合は、水域名や水揚げ港名での表示も可能です。

2 輸入品では、「原産国名」を表示することとされており、「大括り表示」  
が認められる場合((原原-31) 参照)を除き、他の表示で代替することはできま  
せん。なお、「原産国名」に加えて、地域名を併記することは可能です。

また、輸入した水産物の場合は、「原産国名」に水域名を併記することが可能で  
す。

(原原-20) 原料原産地名の表示について、国名を「略称」等で表示することはできませんか。また、米国をUSAやUSと表示することはできますか。

(答)

- 1 食品表示は、消費者の商品選択に資する情報を提供することが目的であるため、表示事項の記載は、邦文をもって、理解しやすいような用語により正確に行う必要があります。
- 2 したがって、米産産をUSAやUSと表示することは、原則的には認められません (ただし、(原原-21) 又は (原原-33) の場合を除きます。)

[原産国の表示として認められるものの例]

米国、アメリカ、アメリカ合衆国、蒙州、オーストラリア、中国、中華人民共和国

(原原-21) 原料原産地名の表示について、原産地を表す記号を活用して、表示することはできませんか。

(答)

- 1 記号及び当該記号に対応する原産地を容器包装へ表示した上で、一括表示枠内の原料原産地名欄に、
  - ① 産地表示する原材料
  - ② 記号を用いて表示する旨
  - ③ 記号の表示箇所

を明記した上で、一括表示枠外へ表示するなど、消費者が誤認をしないよう分かりやすく、記号による原料原産地表示もできることとします。

(次頁に続く)

- 2 この場合、記号とは、JIS X 0304:2011 (ISO 3166-1:2006) の「国名コード」における「3文字国名コード」等が考えられます。

《例：記号による表示》

名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん加水分解物 (大豆・豚肉・ゼラチンを含む)、還元水あめ、食塩、香辛料 (大豆を含む) / 調味料 (アミノ酸等)、リン酸塩 (Na、K)、...
原料原産地名	豚肉の産地は、この一括表示枠外下部に示した記号を用いて、容器の底面の賞味期限右に記載
固形量	150 g
賞味期限	容器の底面に記載
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社
(枠外下部)	東京都千代田区霞が関■-■-■

JPN : 日本  
USA : アメリカ  
CAN : カナダ  
(容器の底面)

20191231/JPN

(原原-22) 原材料に占める重量割合が最も高い原材料 (重量割合上位1位の原材料) について、食品表示基準第7条の規定に基づき、特定の原産地名とその使用割合を強調して表示していますが、別途、一括表示内に原料原産地の表示が必要ですか。

(答)

一括表示外に原産地を強調して表示している場合であっても、原料原産地表示については、表示方法に従い、一括表示内の原料原産地名欄に又は対応する原材料名の次に括弧を付して表示することが必要です。

原料原産地名を一括表示内に表示することが困難な場合には、原料原産地名欄にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することも可能です。



(原原-23) 一括表示内に原料原産地を表示する際、食品表示基準第7条の規定による使用割合の併記は必要ですか。

(答)

- 食品表示基準第3条第2項の表の規定に基づき(すなわち、(原原-16)以降に示す表示の方法により)原料原産地名を表示する場合には、重量割合上位2位以下の原料材料に任意で表示する場合を含め、使用割合の表示は必要ありません。
- 一括表示内に任意で強調したい産地名のみを表示する場合や、一括表示外で特定の産地を強調して表示する場合は、食品表示基準第7条の特色ある原料材料を使用した旨を表示する場合に該当するため、当該強調表示に近接した場所又は一括表示の原料材料名に割合表示が必要です。ただし、その割合が100%である場合にあつては、割合の表示を省略することができます。

《例：原料○○が、国産原料70%、カナダ産原料20%、アメリカ産原料10%である場合》

- 第3条の規定に従い、原料の原産地全てに関して表示 = 第7条の適用外(義務表示対象の原料、対象外の原料とも共通)

名 称 . . .  
原料名 ○○ (日本、カナダ、アメリカ)、  
          △△ (オーストラリア、デンマーク)



原料原産地を全て表示する場合は第7条の適用外

- 一括表示内に義務表示対象の原料材料に加えて、任意で特定の原料材料の原産地のみを強調表示 = 第7条を適用(義務表示対象外の原料の場合)

名 称 . . .  
原料名 □□ (国産)、○  
          ○ (国産70%使用)



強調したい原料の原産地のみ表示する場合は第7条が適用され、割合表示が必要

名 称 . . .  
原料名 □□ (国産)、○  
          ○ (国産使用)

(次頁に続く)

- 一括表示外に原料の原産地を強調表示 = 第7条を適用(義務表示対象の原料、対象外の原料とも共通)

【強調表示部】

【一括表示部】

国産○○使用



名 称 . . .  
原料名 ○○ (国産、カナダ産、アメリカ産)、. . .

国産○○70%使用



名 称 . . .  
原料名 ○○ (国産、カナダ産、アメリカ産)、. . .

一括表示外に強調表示する場合は第7条を適用

名 称 . . .  
原料名 ○○ (国産70%、カナダ産、アメリカ産)、. . .

(原原-24) 原料原産地表示対象の重量割合上位1位の原料材料に加え、任意で上位5位の原料材料にも原料原産地名を表示したい場合、上位2位、3位、4位の原料材料には原料原産地名を表示しなくてもよいですか。

(答)

重量割合上位1位の原料材料以外の原料材料に任意で原料原産地名を表示する場合、当該原料原産地表示が、間にある原料材料(質問の場合、上位2位、上位3位、上位4位の原料材料)の原産地であると消費者が誤認しないためには、それらの原料材料についても、原料原産地表示を行うことが望ましいと考えますが、特定の原料材料だけ(質問の場合、上位5位の原料材料だけ)に表示をしても、適切な位置に表示されたいれば、問題ありません。

(原原-25) 原料材料が1種類で原料材料名の表示を省略している場合、どのように表示すればよいですか。

(答)

原料原産地名の表示は、原料材料名に対応させて表示する必要があります。具体的には、原料原産地名欄を設け、原産地名の後に括弧を付して原料材料名を表示するなど、原産地名を原料材料名に対応させて表示してください。また、原料原産地名欄を設けずに、原料材料名欄の原料材料名の後に括弧を付して原産地を表示することも可能です。

(次頁に続く)

《例1：原材料名欄を省略した場合》

名称	小麦粉
原料原産地名	国産（小麦）
内容量	1 kg
賞味期限	平成30年3月31日
保存方法	高温多湿を避け常温で保存してください
製造者	△△株式会社 東京都千代田区霞が関▲ー▲ー▲

《例2：原材料名欄を省略しない場合》

名称	小麦粉
原料名	小麦（国産）
内容量	1 kg
賞味期限	平成30年3月31日
保存方法	高温多湿を避け常温で保存してください
製造者	△△株式会社 東京都千代田区霞が関▲ー▲ー▲

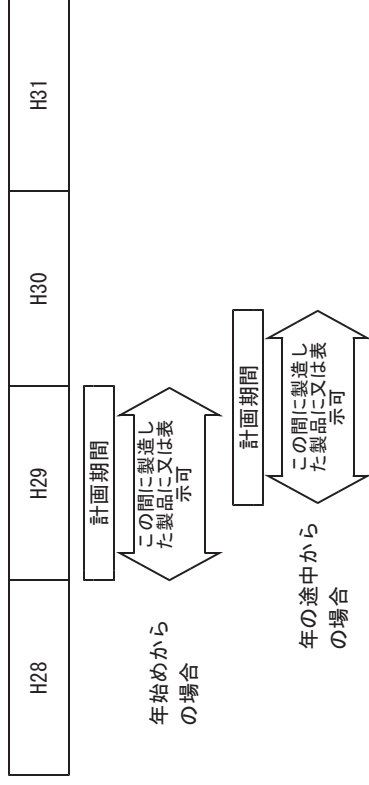
### III 又は表示

(原原一26)「又は表示」(食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のイの規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。また、「又は表示」の根拠資料は、どの程度の期間、根拠として使用できずか。  
(答)

- 1 「又は表示」とは、原材料の原産地として使用する可能性のある複数国を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。
- 2 消費者への情報提供の観点から、国別重量順表示を原則としますが、原材料の過去の一定期間における産地別使用実績（新製品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画）からみて、国別重量順表示を行おうとした場合に、表示をする時点（製造日）を含む1年間で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に限り、「又は表示」が認められます。  
また、上記に加え、以下の資料を保管していることを条件とします。  
① 次に掲げる期間（事業者が定めた期間）がいつからいつまでかを示す資料  
ア 表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）  
イ 産地別使用実績の基礎となる過去の一定期間又は産地別使用計画の基礎となる今後の一定期間（以下「過去又は今後の一定期間」といいます。）  
② 過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料  
③ 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画をどのような単位（一製品ごとか、原料の管理を共通化している製品単位ごとか等）で計上したかを示す資料  
④ 過去又は今後の一定期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料
- 3 過去の一定期間における産地別使用実績とは、表示しようとする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）から遡って3年以内の中での1年以上の実績に限りません。（例1参照）

(次頁に続く)

《例 2：使用計画で表示した場合》



(原原-27)「又は表示」の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

1 「又は表示」とは、原材料の原産地として使用する可能性のある複数国を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。

例えば、「A国又はB国」と表示した場合、

① 「A国のみ」、「B国のみ」、「A国、B国の順番」、「B国、A国の順番」の4通りの産地のパターンを表します。

あくまで、表示した国の範囲内での使用が認められるものであり、表示されていない国を産地とする原料の使用は認められません。そのため、実際の製品にC国産の原料が含まれる場合、「A国又はB国」の表示は使用できません。

② 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画において、A国産の原料の方がB国産の原料よりも使用割合が多いことを表します。

表示の順番は、(原原-26)で設定した期間の使用実績の順番に限ります。例えば、今後の使用計画からみて国別重量順表示が困難と認められる場合は、今後の使用計画が過去のどの期間の使用実績と同様な傾向になるのかを判断し、当該期間の使用実績順に国名を表示してください。

(次頁に続く)

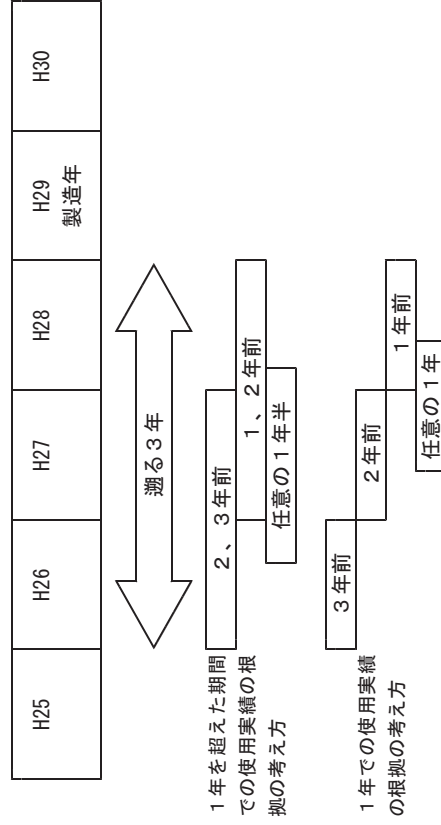
4 また、過去の一定期間における産地別使用実績に基づく「又は表示」を基本としますが、新製品又は原料調達先の変更が確実な場合などの過去の過去の産地別使用実績が使用できない場合は、今後の一定期間における産地別使用計画に基づく「又は表示」とする必要があるります。

今後の一定期間における産地別使用計画は、当該計画に基づく製造の開始日から1年間以内の予定に限ります。計画の期間外に製造された製品について、当該計画を根拠に、「又は表示」を行うことはできません。(例2参照)

5 「又は表示」はあくまで例外の一つであり、産地の切替えが見込まれても、その都度表示を切り替えることができる又は包装自体を切り替えることができる場合は、国別重量順表示が困難と認められないため、「又は表示」を用いることができます。

6 なお、適正な表示が行われているか否かについては、国や都道府県等が事業者への立入検査などを通じて原料原産地表示の確認を行うこととしており、その際に、「又は表示」等を行った理由の聞取りや保管を条件としている根拠書類の確認を行うこととなります。

《例 1：「又は表示」に当たって根拠として用いることができる「使用実績」の考え方》



(次頁に続く)

2 国別重量表示と同様、原産国が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」と表示することができます。

例えば、「A国又はB国又はその他」と表示した場合、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画が、3か国以上あり、上位2か国としては、A国、B国の順に、重量割合の高いこととなります。

3 また、消費者の誤認防止のために、容器包装に対し必ず、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書きが必要です。(原原-36) 参照

《例1：外国の産地2か国の場合》

名称	ポークソーセージ (ウインナー)
原材料名	豚肉 (カナダ又はアメリカ)、豚脂肪、たん白加水分解物 (大豆・豚肉・ゼラチンを含む)、食塩、香辛料 (大豆を含む) / 調味料 (アミノ酸等)、リン酸塩 (Na、K)、...
内容量	150 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10°C以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

※ 豚肉の産地は、平成27年の使用実績順

《例2：国産を含めた2か国の場合》

名称	ポークソーセージ (ウインナー)
原材料名	豚肉 (アメリカ又は日本)、豚脂肪、たん白加水分解物 (大豆・豚肉・ゼラチンを含む)、食塩、香辛料 (大豆を含む) / 調味料 (アミノ酸等)、リン酸塩 (Na、K)、...
内容量	150 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10°C以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

※ 豚肉の産地は、平成26年から2年間の使用実績順

(次頁に続く)

《例3：3か国の場合》

名称	ポークソーセージ (ウインナー)
原材料名	豚肉 (カナダ又はアメリカ又はデンマーク)、豚脂肪、たん白加水分解物 (大豆・豚肉・ゼラチンを含む)、還元水あめ、食塩、香辛料 (大豆を含む) / 調味料 (アミノ酸等)、リン酸塩 (Na、K)、...
内容量	150 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10°C以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

※ 豚肉の産地は、前年の使用実績順

《例4：3か国目以降を「その他」と表示した場合》

名称	ポークソーセージ (ウインナー)
原材料名	豚肉 (カナダ又はアメリカ又はその他)、豚脂肪、たん白加水分解物 (大豆・豚肉・ゼラチンを含む)、還元水あめ、食塩、香辛料 (大豆を含む) / 調味料 (アミノ酸等)、リン酸塩 (Na、K)、...
内容量	150 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10°C以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

※ 豚肉の産地は、平成27年9月から平成28年8月までの使用実績順

(原原-28) 「又は表示」は、都道府県名による原産地表示でも使用できますか。

(答)

- 1 原材料が国産のみの場合、都道府県名などを用いて「X県又はY県」のように「又は表示」を行うことは可能です。認められる条件については、(原原-26)及び(原原-27)の国単位での考え方を準用してください。

(次頁に続く)

2 しかしながら、A 国産と国産の原材料を併用しており、常に国産より A 国産の使用量が多く、国別重量順表示が困難であると認められないにもかかわらず、国産の中の X 県、Y 県の重量順位が変動することをもち、「A 国又は X 県又は Y 県」のような「又は表示」はできません。

なお、「A 国産、国産（X 県又は Y 県）」の表示は可能です。ただし、その場合には、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書き及び都道府県ごとの原材料の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後一定期間における産地別使用計画が記載された根拠書類の保管が必要です。

(原原-29) 「又は表示」をする際、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後一定期間における産地別使用計画に基づいて表示した場合、使用割合が極めて少ない原産地については、消費者の誤認防止のためにどのような表示をするのですか。

(答)

1 「又は表示」では過去の一定期間における産地別使用実績又は今後一定期間における産地別使用計画に基づいて表示されるため、使用量の極めて少ない原産地の使用量について、消費者が誤認することを防止する必要があります。

そのため、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後一定期間における産地別使用計画に基づいて原産地の使用割合を算出したときに、使用割合が極めて少ない原産地については、消費者の誤認が生じないよう、以下のように表示することを義務付けます。

- ① 「使用割合が極めて少ない」とは、「5%未満」を指します。
- ② 「大括り表示+又は表示」、「中間加工原材料の製造地表示」の中で用いる「又は表示」を含め、「又は表示」をする場合には、過去の使用実績等における重量割合が5%未満の原産地について、原産地名の後ろに括弧を付して、「5%未満」と表示します。
- ③ 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後一定期間における産地別使用計画に基づく割合である旨を注意書きで表示します。

(次頁に続く)

《例：「又は表示」で5%未満の原産地がある場合》

名称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	大豆（アメリカ産又は国産（5%未満））、小麦、食塩
内容量	400ml
賞味期限	平成30年3月30日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

※ 大豆の原産地順・割合は、平成27年の使用実績

2 なお、

- ① 「大括り表示+又は表示」の中の大括り表示（輸入など）については、括弧た合計が「5%未満」である場合に表示が必要です。
- ② 「又は表示」の中の「その他」については、「5%未満」などの表示は不要です。
- ③ 国別重量順表示については、「5%未満」などの表示は不要です。

(原原-30) 複数の原産地の原材料をタンクに継ぎ足して製造するような場合は、一度使用した原産地の原材料は計算上0になることはありませんが、どのように表示すればよいですか。

(答)

- 1 例えば、醸造酢の「種酢」のように、以前製造した製品に新たな原材料を継ぎ足して製造するような場合は、過去に使用した原産地の原材料が、計算上0になることがない事例があると考えられます。
- 2 1の例の様に、計算上0にならないことをもって、原産地を表示し続ける必要性が乏しいと考えられることから、計算上「5%未満」になった時点をもって、当該原産地の表示を省略できます。  
なお、一度5%未満になった原産地について、再度同じ原産地の原材料が継ぎ足されて、合算した割合が5%以上になった場合は、表示を省略することはできません。

#### IV 大括り表示

(原原-31)「大括り表示」(食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のロの規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。また、「大括り表示」の根拠資料は、どの程度の期間、根拠として使用できますか。

(答)

1 「大括り表示」とは、外国の原産地表示を「輸入」などと括って表示する方法です。

2 消費者への情報提供の観点から、国別重量順表示を原則としますが、原材料の過去の一定期間における産地別使用実績(新製品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画)からみて、国別重量順表示を行おうとした場合に、3以上の外国の原産地表示に関して、表示をする時点(製造日)を含む1年間で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に限り、「大括り表示」が認められます。

また、上記に加え、以下の資料を保管していることを条件とします。

- ① 次に掲げる期間(事業者が定めた期間)がいつからいつまでかを示す資料  
ア 表示をする時点(製造日)を含む1年間(製造年、製造年度等)  
イ 過去又は今後の一定期間
- ② 過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料
- ③ 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画をどのような単位(一製品ごとか、原料の管理を共通化している製品単位ごとか等)で計上したかを示す資料

3 過去の一定期間における産地別使用実績とは、表示をする時点(製造日)を含む1年間(製造年、製造年度等)から遡って3年以内の中での1年以上の実績に限りです。(例1参照)

4 また、過去の一定期間における産地別使用実績に基づく「大括り表示」を基本としますが、新製品又は原料調達先の変更が確実な場合などの過去の産地別使用実績が使用できない場合は、今後の一定期間における産地別使用計画に基づく「大括り表示」とする必要があります。

今後の一定期間における産地別使用計画は、当該計画に基づく製造の開始日から1年間以内の予定に限りです。計画の期間外に製造された製品について、当該計画を根拠に、「大括り表示」を行うことはできません。(例2参照)

(次頁に続く)

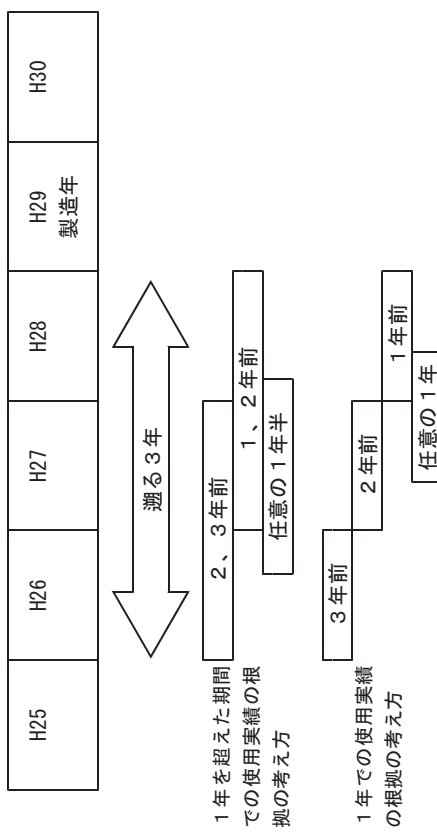
5 「大括り表示」はあくまで例外の一つであり、産地の切替えが見込まれても、その都度表示を切り替えること又は包装自体を切り替えることができる場合は、国別重量順表示が困難と認められないため、「大括り表示」を用いることはできません。

6 また、「3以上の外国の原産地」とは、例えば、ある農産物を年間を通じて安定的に調達するために、輸入先を、北半球と南半球の複数国の間で時期により切り替えることなどにより、結果として、産地ごとの使用状況が、「北半球の国のみ」、「北半球の国と南半球の国の混合」及び「南半球の国のみ」の間で切り替わるようなものを想定しています。

国別重量順表示が可能な原料調達状況にあるものの、「大括り表示」を行うためだけに、意図的に、ごく短期間だけ複数国から原料調達を行い、産地の切替え・混合をするようなことは、国別重量順表示が困難であるとは認められません。(例3参照)

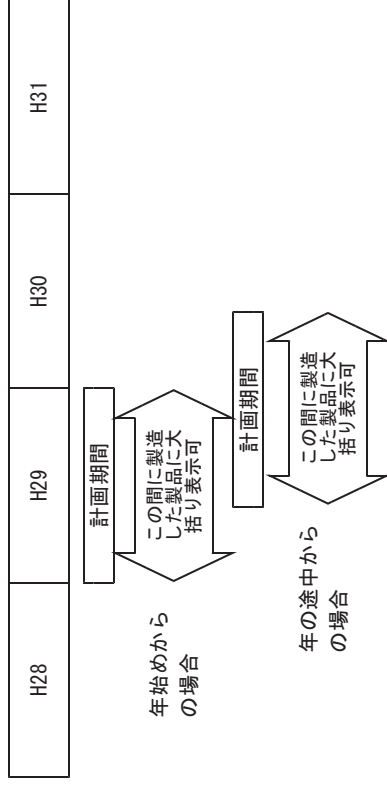
7 なお、適正な表示が行われているか否かについては、国や都道府県等が事業者への立入検査などを通じて原料原産地表示の確認を行うこととしており、その際に、「大括り表示」を行った理由の聞き取りや保管を条件としている根拠書類の確認を行うこととなります。

《例1：「大括り表示」に当たって根拠として用いることができる「使用実績」の考え方》

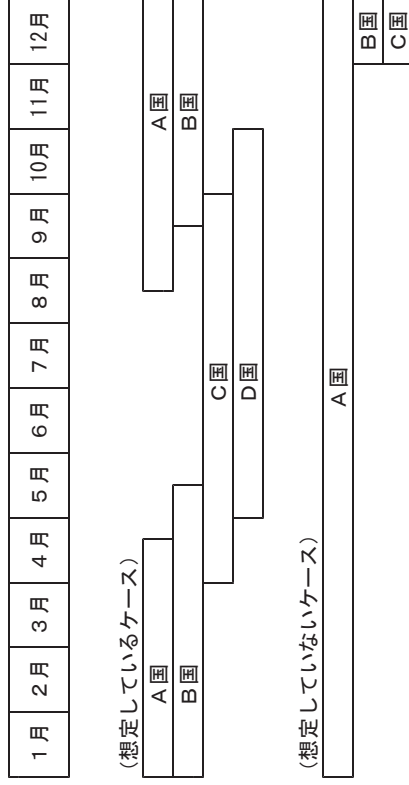


(次頁に続く)

《例2：使用計画で表示した場合》



《例3》



(次頁に続く)

(原原-32)「大括り表示」の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

1 「大括り表示」とは、外国の原産地表示を「輸入」などと括って表示する方法です。

「輸入」と表示した場合、その原材料の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、3以上の外国の原産地表示に関して、表示をする時点（製造日）を含む1年間で重量順位の変動や産地切替えが見込まれることを表します。

また、「輸入、国産」と表示した場合、その原材料に実際に含まれる原産地について、国産より輸入品（合計）の方が、重量割合が高いことを表します。

2 「輸入」の他に、「外国産」、「外国」なども表示可能とします。

《例1：3以上の外国産のみの場合》

名称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	大豆（輸入）、小麦、食塩
内容量	400ml
賞味期限	平成30年3月30日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

《例2：国産より外国産の方が多い場合》

名称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	大豆（輸入、国産）、小麦、食塩
内容量	400ml
賞味期限	平成30年3月30日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

《例3：外国産より国産の方が多い場合》

名称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	大豆（国産、輸入）、小麦、食塩
内容量	400ml
賞味期限	平成30年3月30日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

## V 大括り表示+又は表示

(原原-33) 大括り表示において、「EU産」や「南米産」や「南米産」など、「輸入」よりも小さな区分の表示は認められますか。

(答)

1 「EU産」や「南米産」などは、「輸入」より小さな区分であるため認められません。

ただし、「輸入」と表示ができる条件と同様、その原材料の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、表示をする時点（製造日）を含む1年間で3以上のEU内や南米内などの国の中で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に限り、大括り表示として「EU産」、「NAFTA産」、「ASEAN産」、「フリカ産」、「南米産」等と表示することができます。

2 また、「輸入」より小さな区分の産地を複数使用した場合、「輸入（EU産、南米産）」や「輸入（EU産又は南米産）」のように、「輸入」より小さな区分の産地を併せて表示することも可能です。

なお、「輸入（EU産又は南米産）」と表示した場合には、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書き及び区分ごとの原材料の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画が記載された根拠書類の保管が必要です。

(原原-34) 「大括り表示」と「又は表示」の併用（「輸入又は国産」や「国産又は輸入」）（食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のハの規定による表示）が認められるのはどのような場合ですか。

(答)

「大括り表示」の認められる条件（(原原-31) 参照）を満たした上で、輸入品の合計と国産の重量順に変更があり、「輸入、国産」や「国産、輸入」の表示が困難な場合であって、「又は表示」の認められる条件（(原原-26) 参照）を満たす場合に限り認められます。

《例：「大括り表示」と「又は表示」の併用が認められる場合》

4～6月	A国	B国	C国	国産	輸入合計>国産 1位はA国
7～9月	C国	A国	B国		輸入のみ 1位はC国
10～12月	国産	B国	A国	C国	輸入合計<国産 1位は国産
1～3月	B国	A国	C国	国産	輸入合計>国産 1位はB国

(原原-35) 「大括り表示」と「又は表示」の併用（「輸入又は国産」や「国産又は輸入」）の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

1 「大括り表示」と「又は表示」の併用とは、「輸入」と「国産」を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。

例えば、「輸入又は国産」と表示した場合、

① 「輸入のみ」、「国産のみ」、「輸入、国産の順番」、「国産、輸入の順番」の4通りの産地のパターンを表します。

② 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画において、輸入品（合計）の方が国産よりも使用割合が多いことを表します。

2 また、消費者の誤認防止のために、容器包装に対し必ず、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書きが必要です。（(原原-36) 参照）

(次頁に続く)



VI 使用実績等

《例1》

名称 原材料名	ポーソーセージ（ウインナー） 豚肉（輸入又は国産）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

※ 豚肉の産地は、平成27年9月から平成28年8月までの使用実績順

《例2》

名称 原材料名	小麦粉 小麦（輸入又は国産）
内容量	1 kg
賞味期限	平成30年3月31日
保存方法	高温多湿を避け常温で保存してください
製造者	△△株式会社 東京都千代田区霞が関▲-▲-▲

※ 小麦の産地は、賞味期限の2年前の使用実績順

（原原-36）「又は表示」及び「大括り表示+又は表示」において、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示であることを示す注意書きについて、どのような表現で書けばよいですか。また、どの程度の期間が認められますか。

（答）

1 「又は表示」及び「大括り表示+又は表示」をする場合は、消費者が「国別重量順ではなく、過去の一定期間における産地別使用実績順又は今後の一定期間における産地別使用計画順の表示であること」が分かるように、注意書きをする必要があります。

2 過去の一定期間における産地別使用実績順に表示する場合の注意書きについては、

- ① ○○の産地は、平成27年の使用実績順
- ② ○○の産地は、平成26年から2年間の使用実績順
- ③ ○○の産地は、製造年の前年の使用実績順
- ④ ○○の産地は、製造年の一昨年の使用実績順
- ⑤ ○○の産地は、前年の使用実績順
- ⑥ ○○の産地は、一昨年の使用実績順
- ⑦ ○○の産地は、過去1年間の使用実績順
- ⑧ ○○の産地は、過去2年間の使用実績順
- ⑨ ○○の産地は、賞味期限の○年前の使用実績順
- ⑩ ○○の産地は、賞味期限の年の○年前から□年前までの使用実績順
- ⑪ ○○の産地は、賞味期限の年の○年前から□年間の使用実績順
- ⑫ ○○の産地は、平成27年9月から平成28年8月までの使用実績順
- ⑬ ○○の産地は、製造○年前の使用実績順
- ⑭ ○○の産地は、過去○年間の平均使用実績順

等が考えられます。（原原-26）のとおり、適えることができる期間は、表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）から3年以内であるため、例えば、製造年が平成29年であれば、平成26年、平成27年、平成28年の3年の中で事業者が定める1年以上の過去の実績を注意書きに使用することができます。なお、賞味期限の長いもの及び賞味期限を省略しているものについては、いつの時期の使用実績であるのか消費者に分かるようにする必要がありません。

（次頁に続く）

- 3 今後の一定期間における使用計画順に表示する場合の注意書きについては、
- ① ○○○の産地は、平成29年の使用計画順
  - ② ○○○の産地は、今年度の使用計画順
  - ③ ○○○の産地は、平成29年6月から平成30年5月までの契約栽培から推定した順
  - ④ ○○○の産地は、製造年の使用計画順
  - ⑤ ○○○の産地は、平成29年の使用計画順。平成30年の使用計画に変更がない場合は、継続して表示。
- 等が考えられますが、いずれの場合も、当該計画の期間内に製造された製品に限り、これらを注意書きに使用することができます。
- 4 期間については、
- ① 「平成○年」と表示し、特段の説明がない場合は、1月から12月までの期間のものと同様
  - ② 「平成○年度」と表示し、特段の説明がない場合は、4月から3月までの期間のものと同様
- 農作物ごとに設けられている年度など上記と異なる運用がされる場合は、範囲が分かるようにその旨の注意書きを行ってください。
- また、「前年の使用実績順」などの表示は、例えば、製造年が平成29年であれば平成28年を指し、製造年が平成30年であれば平成29年を指すこととなりますので、当該表示を続けることが誤表示とならないか、よく確認してください。
- 5 なお、上記の注意書きは、あくまで表示例ですので、上記の書き方以外は認められないということではありません。消費者に分かりやすい注意書きとしてください。
- (原原-37)「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」をする場合に保管すべき資料はどのようなものですか。
- (答)
- 1 「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」をする場合、それらの表示が認められる原材料であることを示す根拠として、以下の資料を保管する必要があります。
    - ア 次に掲げる期間（事業者が定めた期間）がいつからいつまでかを示す資料
    - イ 表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）
    - ロ 過去又は今後の一定期間
  - ② 当該製品に用いる原材料について、（原原-26）や（原原-31）の方法に基づく過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料
- (次頁に続く)

- ③ 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画をどのよう単位（一製品ごとか、原料の管理を共通化している製品単位ごとか等）で計上したかを示す資料
  - ④ 「又は表示」、「大括り表示+又は表示」の注意書きをするものにあつては、注意書きが指し示す期間中の表示対象の原材料の原産地（「大括り表示+又は表示」の場合は、輸入品合計と国産品）ごとの使用割合の順を示す資料
- 2 1の過去の一定期間における産地別使用実績の資料については、具体的には、
- ① 産地が記載されている送り状や納品書等
  - ② 産地が記載されている規格書等であつて、容器包装、送り状又は納品書等において、製品がどの規格書等に基づいているのか照合できるようにしているもの
  - ③ 仕入れた原材料を当該製品に使用した実績が分かるもの（使用原材料の産地を記載した製造記録や製造指示書等）
- 等、産地別の原材料の仕入実績及び使用実績を客観的に裏付ける資料が必要です。
- また、①から③までの資料だけでは、原産地ごとの使用割合の順等が容易に判断できない場合には、①から③までの内容を総括し、当該製品について原産地ごとの使用割合の順等が分かるようにした資料も保管する必要があります。
- 3 また、1の今後の一定期間における産地別使用計画の資料については、具体的には、
- ① 原材料に使用する原産地の使用計画が明確になっているもの
  - ② 原材料の納入元（商社等）からの原産地が記載されている調達計画及びその調達計画に基づき原材料を使用することが明確になっているもの
  - ③ 契約栽培等の生産者との契約及びその契約に基づき原材料を使用することが明確になっているもの
- 等が必要です。
- 4 いずれの場合も、過去又は今後の一定期間及び表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）が明確であつて、内容が表示根拠として合理的な内容のものを、製造・流通の実情に応じて保管してください。また、監視（立入検査等）の際には、実際の原材料の使用状況について、表示内容と違いがないかの確認をすることとなりますので、製品製造時の使用実績が分かる資料も保管してください。

(原原-38) 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示をする場合、それぞれに求められる合理性とはどのようなものですか。

(答)

1 今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示をした場合であって、① 実際の使用実績が大きく異なる理由について合理的な説明ができない場合、② 計画の設定の根拠について合理的な説明ができない場合には、表示の根拠となる使用計画とは認められません。

① 実際の使用実績が大きく異なる場合に該当するものとして、特に、3 か国目以降を「その他」と表示している製品で、「その他」と表示していた国が結果として大部分を占める場合が該当します。

(実際の使用実績が大きく異なる場合の例)

i) 「A国又はB国又はその他」と表示した場合で、計画期間中に結果としてA国、B国のどちらもほとんど使用せず、「その他」に含まれる国の使用が大部分の場合

ii) 「A国又はB国又はその他」と表示した場合で、計画期間中に結果としてA国、B国のどちらから一方を全く使用していない場合

② 合理的な説明ができない場合は、以下のようなことが考えられます。

なお、自然災害や家畜の伝染性疾病の発生、港湾スト等による船舶輸送の停止など突発的な事由に起因し、食料の安定供給に著しい影響を及ぼすおそれがある場合であれば、合理的な説明は可能と考えられます。

i) 明確な理由がなく、自社の都合により計画と異なる調達を行うなど、当初の

使用計画とかけ離れたもの

ii) 元々の計画の調達先、契約先が架空のものであり、結果として表示産地のものが入荷していない

iii) その他計画の根拠が不明確なもの（使用計画の期間の記載がないものや使用予定の国の記載が曖昧なもの）

2 なお、過去の一定期間における産地別使用実績に基づく表示をした場合で、3 か国目以降を「その他」と表示していた国が結果として大部分を占めるなど、実際の使用実績と大きく異なり、その理由について、1と同様に合理的な説明ができない場合には、表示の根拠となる使用実績とは認められません。

(原原-39) 「又は表示」、「大括り表示」等の根拠資料等は、どの程度の期間、保管する必要がありますか。

(答)

1 (原原-26)、(原原-31)、(原原-37)のとおり、「又は表示」や「大括り表示」等ができる条件の1つとして、食品表示基準第41条の努力義務の規定とは別に、過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料や、過去又は今後の一定期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料の保管が定められています。

2 根拠資料等の保管期間は、その根拠を基に表示が行われている製品の

① 賞味（消費）期限に加えて1年間

② 賞味期限の表示を省略している製品については、製造をしてから5年間とします。

3 「又は表示」、「大括り表示」等には過去の使用実績が活用されることになりま

すので、そのことを見越して、現在の産地別使用割合等の書類の保管を行ってくださ

(原原-40) 「又は表示」、「大括り表示」等を使用する際に過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画は、どのような単位で計上することができますか。

(答)

1 「又は表示」、「大括り表示」等を使用する際の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画の計上方法は、工場の製品ごとのほか、以下のような考え方もできることとします。

① 包材の共通化を図って複数の工場で製造している場合は、共通で包材を使用している製品単位での計上。

② 製品単位でみて、原料の仕入れや処理工程が同じである場合や、原料タンクが同じである場合等、複数の製品の原料の管理を共通化している場合、原料の管理を共通化している製品単位で計上。

2 なお、原料の管理を共通化していない製品を区別せずに集計した会社全体や工場全体等での過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画については、使用できません。

## Ⅶ 中間加工原材料の製造地表示

(原原－41) 原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合の表示方法について教えてください。

(答)

- 原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合には、表示した原材料の名称に対応して製造地を表示することを基本とします。
- 加工食品は、生鮮原材料を使用して製造している場合もあれば、他社工場で製造された中間加工原材料を使用して製造する場合もあり、その中間加工原材料を生鮮原材料まで遡って原産国を特定することは困難な場合があります。  
また、従来から原材料の名称は、生鮮原材料であるか中間加工原材料であるかを区別せず、最も一般的な名称で表示することとされてきたことから、表示した中間加工原材料の名称に対応して製造地を表示します。  
その際、単に国名のみを表示すると、その中間加工原材料の元となる生鮮原材料の原産地であると消費者が誤認する恐れがあることから、中間加工原材料の原産地を「〇〇製造」と表示することとします（「〇〇加工」との表現は使用できません。）。
- 製造地表示をする国が複数ある場合は、国別重量順表示を基本とし、必ず国名ごとに「製造」の文字を付してください。（「ドイツ、ブラジル製造」のような表示は認められません。）また、中間加工原材料名の次に括弧をつけて「〇〇製造」と中間加工原材料名に対応させた表示が必要です。すなわち、例えば「りんご（ドイツ製造）」のように、生鮮原材料名に対応させて「〇〇製造」と表示することはできません。
- なお、中間加工原材料の原料の原産地が、生鮮原材料の状態まで遡って判明しており、客観的に確認できる場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその原産地を表示することができます。
- その他の表示方法については、生鮮原材料と同じです。すなわち、(原原－19)で示したように、「国内製造」の表示に代えて、「〇〇県製造」といった都道府県での表示をすることができます。

(次頁に続く)

## 《例 1：中間加工原材料の製造地表示》

(りんご果汁を購入し、使用している場合)

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁（ドイツ製造）、果糖ぶどう糖液糖、果糖／ 酸味料、ピタミンC
内容量	500ml
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町××××

(皮を購入し、使用している場合)

名称	どらやき
原材料名	皮（卵、小麦粉、砂糖）（国内製造）、つぶあん（砂糖、 小豆、水あめ）／膨張剤
内容量	1個
消費期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光、高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●●●●

(小麦粉を購入し、使用している場合)

名称	食パン
原材料名	小麦粉（国内製造）、砂糖、マーガリン、パン酵母、食 塩、（一部に小麦、乳成分を含む）
内容量	6枚
消費期限	表面に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください
製造者	☆☆株式会社 東京都千代田区霞が関★★☆☆

(次頁に続く)

《例2：中間加工原材料の製造地表示（原料原産地名の事項欄を設けて表示）》  
（りんご果汁を購入し、使用している場合）

名称 原材料名	清涼飲料水 りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタ ミンC
原料原産地名	ドイツ製造（りんご果汁）
内容量	500ml
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-×

《例3：中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を遡って表示》

名称 原材料名	清涼飲料水 りんご果汁（りんご（ドイツ、ハンガリー）、果糖ぶ どう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
内容量	500ml
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-×

名称 原材料名	清涼飲料水 りんご果汁（りんご（ドイツ製造、ハンガリー製造）、 果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
内容量	500ml
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-×

（次頁に続く）

《例4：中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を遡って表示（原料原産地名の事項  
欄を設けて表示）》

名称 原材料名	清涼飲料水 りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタ ミンC
原料原産地名	ドイツ（りんご）、ハンガリー（りんご）
内容量	500ml
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-×

名称 原材料名	清涼飲料水 りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタ ミンC
原料原産地名	ドイツ、ハンガリー（りんご）
内容量	500ml
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-×

《例5：中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を原料原産地名の事項欄を設けて  
表示する際、当該生鮮原材料が複数の中間加工原材料に使用されている場合》  
※ 原産地を表示する生鮮原材料がどの中間加工原材料の生鮮原材料かが分かる  
ように表示する必要があります。

名称 原材料名	清涼飲料水 りんご果汁、りんご果粒、果糖ぶどう糖液糖、果糖／ 酸味料、ビタミンC
原料原産地名	ハンガリー（りんご（りんご果汁））
内容量	500ml
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-×

(原原-42) 中間加工原材料の製造地の決め方を教えてください。

(答)

1 中間加工原材料が国産品の場合には、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品の場合には、外国において製造された旨を「〇〇製造」と表示します。

2 輸入した中間加工原材料については、通常、通関の際の輸入許可書上の産地が製造地となります。

3 また、輸入された加工食品に対し、国内他社で何らかの行為を行ったものを仕入れ、それを中間加工原材料として用いるような場合については、(原原-43)を参照してください。

4 なお、「製造」又は「加工」を行ったとして、製造者、加工者等と事項名が変わることと、国内で実質的な変更が行われ中間加工原材料が「国内製造」になることは別ですので、それぞれ適切に判断してください。

(原原-43) 輸入された中間加工原材料について国内で行う行為の中で、「国内製造」とならない行為には、どのようなものがありますか。

(答)

1 中間加工原材料が国産品の場合には、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品の場合には、外国において製造された旨を「〇〇製造」と表示する必要があります。

2 そのため、輸入された中間加工原材料については、国内他社でさらに「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」がなされ、それを仕入れて中間加工原材料として使用する場合は、「国内製造」となります。

3 「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とは、製品として輸入品であることを示す「原産国名」表示での考え方と同様です。(食品表示基準Q&A加工-154、155参照)

4 「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とはならず「国内製造」とならない主な具体例は、以下のとおりです。

(次頁に続く)

「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とはならず「国内製造」とならない主な具体例	
容器包装へのラベルの添付、修正、付け替え	容器包装に日本用の日本語ラベルを付すなど
詰め合わせ	販売のための外装に詰め合わせるなど
小分け	バルクで仕入れたものを小分けするなど 例：うなぎの蒲焼きをバルクで仕入れて小分けする、スパゲッティをバルクで仕入れて小分けする
切断	スライスするなどの単なる切断 例：ハムをスライスする
整形	形を整えるなど 例：プロックのペーコンの形を整える
選別	形、大きさで選別するなど 例：煮干を大きさを選別する
破砕	少し砕くなど（粉末状にしたものを除く） 例：挽き割り大豆
混合	同じ種類の食品を混合するなど 例：紅茶を混合する
盛り合わせ	異なる種類の食品を容易に分けられるよう盛り合わせるなど 例：個包装されている、仕切り等で分けられているなどと容易に分けられるように盛り合わせる
骨取り	除骨のみを行うなど 例：塩サバの骨抜き
冷凍	輸送又は保存のための冷凍など
解凍	自然解凍等により、単に冷凍された食品を冷蔵若しくは常温の状態まで解凍したもの 例：冷凍ゆでだこを解凍する
乾燥	輸送又は保存のための乾燥など
塩水漬け	輸送又は保存のための塩水漬けなど
加塩	既に塩味のついた食品を加塩など 例：塩鯉甘口にふり塩をし塩鯉辛口にする
調味料等の軽微な添加	少量の調味料を加えるなど 例：水煮にごく少量のしょうゆを加える。 薬味を少量足すなど 例：大学芋にごまをまぶす
添加物の添加	添加物を添加するなど 例：ぶどうオイルにビタミンEを栄養強化の目的で添加する、干しえびを着色する、オレンジ果汁を着

殺菌	香する 容器包装後に殺菌するなど 例：ちりめんじゃこを加熱殺菌、濃縮果汁を小分けする際に行う殺菌
結着防止	固まらないように植物性油脂を塗布するなど 例：レーズンへ植物性油脂を塗布する
再加熱	揚げ直し、焼き直し、蒸し直しなど単なる加熱

(原原-44) 何段階かの製造工程を経て製造された中間加工原材料については、どの段階の製造地を表示するか。

(答)

原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合は、当該中間加工原材料の製造地又は生鮮原材料まで遡った原産地を表示することとし、それ以外の任意の段階での製造地表示は、原料原産地表示とは認められません。

《適切な例》

名称	あんぱん
原材料名	つぶあん（A国製造）、小麦粉、糖類、マーガリン、卵、脱脂粉乳、・・・
内容量	1個
消費期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

《生鮮原材料まで遡っていない不適切な例》

名称	あんぱん
原材料名	つぶあん（砂糖（国内製造）、小豆、水飴、その他）、小麦粉、糖類、マーガリン、卵、脱脂粉乳、・・・
内容量	1個
消費期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

(原原-45) 原料原産地表示の対象である中間加工原材料が複合原材料であって、「中間加工原材料の製造地表示」ではなく、生鮮原材料の原産地まで遡って表示する場合、複合原材料の中どの原材料に原産地を表示する必要がありますか。

(答)

- 1 複合原材料の原料原産地表示について、生鮮原材料の原産地まで遡って表示する場合、複合原材料の原材料に占める重量割合が最も高い原材料（複合原材料の重量割合上位1位の原材料）の原産地の表示が必要です。
- 2 複合原材料の重量割合上位1位の原材料が、製品全体での重量割合上位2位の原材料よりも重量が少ない場合であっても、表示義務の対象は複合原材料の重量割合上位1位の原材料です。

- 3 この場合、複合原材料の原材料の表示は、原産地を表示する原材料名のみならず、複合原材料の原材料の表示方法に従い、複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料名を当該複合原材料の原材料に占める重量割合の高いものから順に全て表示してください。

また、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合は、当該複合原材料の原材料に占める重量割合の高い順が3位以下であって、かつ、当該割合が5%未満である原材料については、「その他」と表示することができます。（食品表示基準Q&A加工-52参照）

- 4 なお、複合原材料中の重量割合上位1位の原材料だけでなく、複合原材料中の重量割合上位2位、3位等の原材料についても、原料原産地表示することが望ましいです。

《例1：中間加工原材料の原材料の原産地を遡って表示》

名称	どらやき
原材料名	皮（卵（国産）、小麦粉、砂糖）、つぶあん（砂糖、小豆、水あめ）/膨張剤
内容量	1個
消費期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光、高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

(次頁に続く)

《例2：中間加工原材料の原材料の原産地を遡って表示》

名称	どらやき
原材料名	皮(卵、小麦粉、砂糖)、つぶあん(砂糖、小豆、水あめ)／膨張剤
原料原産地名	国産(卵)
内容量	1個
消費期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光、高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●●●●●

(原原-46) 国内の自社の工場で製造した中間加工原材料について、どの段階の原産地を表示すればよいですか。

(答)

- 1 原料原産地表示は、「原材料名に対応させてその原料原産地名を表示する」とされていることから、食品表示基準に従い適正に表示された原材料の原産地を表示してください。
- 2 例えば、食用植物油のように、自社で油糧種子から搾った粗油と、他事業者が搾った粗油を混合して、精製している場合、原材料名表示が油脂名の表示でなされている限り、油脂(中間加工原材料)の製造地を表示することが基本です。

(原原-47) 中間加工原材料の製造地表示においても、「又は表示」や「大括り表示」等は認められますか。

(答)

- 1 中間加工原材料の製造地表示においても、消費者への情報提供の観点から、国別重量順表示が原則です。  
しかしながら、製造地表示であっても、国別重量順表示が困難な場合に限り、一定の条件下で、「又は表示」、「大括り表示」及びそれらの併用を認めます。  
認められる条件については、生鮮原材料の場合と全く同じです。(原原-26)～(原原-37) 参照
- 2 なお、「大括り表示」については、「外国製造」などの表示を行います、意味が明確に伝わらない「輸入製造」、「国外製造」などは認められません。

(次頁に続く)

《例1：製造地表示における「又は表示」》

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁(ドイツ製造又は国内製造)、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
内容量	500ml
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×××××

※ りんご果汁の製造地は、平成27年の使用実績順

《例2：製造地表示における「大括り表示」》

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁(外国製造)、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
内容量	500ml
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×××××

(原原-48) 食品表示基準別表第4に個別の品目ごとに原材料名の表示方法の規定があるものがありますが、それに従い、中間加工原材料の名称に代えて生鮮食品の原材料名まで遡って表示している場合、原料原産地表示はどのようにすればよいですか。

(答)

- 1 原料原産地表示の対象となる原材料は、食品表示基準別表第4において個別の規定に基づき表示した原材料の中で重量割合上位1位のものです。
- 2 表示方法については、食品表示基準別表第20や別記様式1に従い、基本的には原料原産地名の事項欄を設け、以下のいずれかを表示します。

(次頁に続く)



- ① 個別の規定に基づき表示した原材料名に対応させて、その原産地を表示する

《例1：濃縮りんごを使用しており、りんごの原産地を表示する場合》

名称	りんごジュース（濃縮還元）
原材料名	りんご／香料
原料原産地名	ドイツ、日本
内容量	500ml
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	▽▽株式会社 東京都千代田区永田町▼→▼

- ② 原材料として使用した時（製品を製造した時）の状態に対応した原材料名とその原産地を表示する  
この場合は、個別の規定に基づき原材料名欄に表示してある原材料が指し示す全ての原材料とそれぞれの原産地を表示してください。

《例2：ドイツ製造の濃縮りんごと国産りんごの搾汁を使用しており、濃縮りんごの製造地とりんごの原産地を表示する場合》

名称	りんごジュース（濃縮還元）
原材料名	りんご／香料
原料原産地名	ドイツ製造（りんご果汁）、国産（りんご）
内容量	500ml
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	▽▽株式会社 東京都千代田区永田町▼→▼

《例3：ドイツ製造の濃縮りんごと国産りんごの搾汁を使用しており、濃縮りんごの製造地とりんごの原産地を表示する場合の「又は表示」》

名称	りんごジュース（濃縮還元）
原材料名	りんご／香料
原料原産地名	ドイツ製造（りんご果汁）又は国産（りんご）
内容量	500ml
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	▽▽株式会社 東京都千代田区永田町▼→▼

※りんご果汁の製造地及びりんごの原産地は、平成27年の使用実績順

（次頁に続く）

- 3 また、原料原産地名欄を設けずに、原材料名欄における原材料名の次に括弧を付して、当該原材料名に対応させてその原産地を表示することも可能です。

この場合、生鮮原材料の名称で原材料の表示をする場合に、加工食品の原材料名を併記すること（例えば「原材料名：りんご（りんご果汁（○○製造）」といった表示）は認められません。

《例4：ドイツ産のりんごを使用した濃縮りんごと国産のりんごを使用した濃縮りんごを使用しており、りんごの原産地を表示する場合》

名称	りんごジュース（濃縮還元）
原材料名	りんご（ドイツ、日本）／香料
内容量	500ml
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	▽▽株式会社 東京都千代田区永田町▼→▼

## Ⅷ 業務用

(原原-49) 業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。

(答)

1 消費者に販売される製品において、原料原産地を適正に表示するために、中間加工原材料等の業務用加工食品に当たっては、原産地情報を適切に伝達する必要があります。

一方、最終製品の原料原産地表示に関係しない事項については、表示（情報伝達）の義務はありません。

2 なお、最終製品の原料原産地表示の正確性を確保するため、

① 最終製品において製造地表示義務の対象原材料となる業務用加工食品（最終製品中、重量割合上位1位の原材料となるもの等）については、当該業務用加工食品の原産国名

② 輸入品以外の業務用加工食品で、「実質的な変更」に該当しないような単なる切断、小分け等を行い最終製品となる業務用加工食品については、最終製品において原料原産地表示義務の対象となる原材料（当該業務用加工食品中、重量割合上位1位の原材料等）の原産地名の表示（情報伝達）が義務付けられます。

3 業務用加工食品を販売する事業者は、①、②のいずれに該当するか、又はいずれにも該当しないか、よく確認してください。また、業務用加工食品を購入する事業者は、例えば、①の用途で購入したために原料原産地表示がないものを、業務用スーパーなどで消費者向けに販売した場合、食品表示基準違反になりますので注意してください。

4 なお、食品関連事業者間の合意に基づき、生鮮食品まで遡った原料原産地表示をしている場合は、①、②の表示（情報伝達）は不要です。

5 また、上記とは別に、輸入後に国内で「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない業務用加工食品については、当該業務用加工食品の原産国表示が必要です。（食品表示基準Q&A加工-154、155参照）

(原原-50) 業務用加工食品における原産国表示はどのようになるのですか。

(答)

1 業務用加工食品の原産国名を表示（情報伝達）してください。

2 輸入品の場合は「原産国：A国」等と、国内において「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が行われた業務用加工食品の場合は「原産国名：国産」等と表示（情報伝達）するほか、「国内製造」、「日本製」等一般用加工食品の製造者等が誤認しない表示（情報伝達）を行う必要があります。

3 また、事業者間で「国内製造である旨」を誤認しない場合に限り、一般用加工食品と同様の表示をすることや、「製造所」の事項名を表示した上で、製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示することをもって「国内製造である旨」が表示（情報伝達）されているとみなします。

(原原-51) 業務用加工食品における原料原産地表示はどのようになるのですか。

(答)

1 一般用加工食品の原料原産地名の表示方法と同様に、原材料名に対応させて、国産品であるものには「国産である旨」を、輸入品にあつては「原産国名」を表示（情報伝達）します。ただし、国産品にあつては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができます。

① 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名

② 畜産物にあつては、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名

③ 水産物にあつては、水域名、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名

2 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができます。

3 原産地が2つ以上ある場合にあつては、原材料に占める重量割合の高い順が分かるように表示します。割合の表示等によって、高い順が分かるようになっていれば、必ずしも重量の順番に表示する必要はありません。

4 当該原材料が中間加工原材料である場合、製造地表示（「○○製造」と表示）をしてください。

(原原-52) 業務用加工食品では、原産国名及び原料原産地名について、どこに表示を行えばよいですか。

(答)

- 1 業務用加工食品の取引では、原産国名及び原料原産地名については、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することができます。
- 2 なお、規格書等へ表示する場合には、容器包装、送り状又は納品書等において、発送、納品された製品が、どの規格書等に基づいているのかを参照できるようにすることが必要です。

- 3 このように、業務用加工食品の義務表示事項を容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することを認めています。食品表示基準第13条第2号で規定している事項にあつては、容器包装に表示することを義務付けられているため、これらに従い表示しなければなりません。

(原原-53) 業務用生鮮食品では、原料原産地表示に関し、どのような表示が必要ですか。

(答)

- 1 最終製品の原料原産地表示の正確性を確保するため、最終製品において、原料原産地表示義務の対象原材料（重量割合上位1位等）となる業務用生鮮食品については、原産地の表示の義務があります。  
最終製品において、原料原産地名の表示義務がない原材料となることが確実な業務用生鮮食品については、上記の表示は省略できます。
- 2 最終製品に原料原産地表示が必要かどうか分からない場合は、上記の表示は省略できません。

(原原-54) 業務用生鮮食品について、原産地の表示はどのようなものですか。

(答)

- 1 加工食品の原料原産地名の表示の根拠となるものから、業務用生鮮食品の原産地の表示方法は、加工食品の原料原産地名の表示方法と同様に、国産品であるものには「国産である旨」を、輸入品にあつては「原産国名」となります。ただし、国産品にあつては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができます。
  - ① 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名
  - ② 畜産物にあつては、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名

(次頁に続く)

- ③ 水産物にあつては、水域名、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名

- 2 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができます。

- 3 原産地が2つ以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の高い順が分かるように表示します。割合の表示等によって、高い順が分かるようになっていれば、必ずしも重量の順番に表示する必要はありません。

(原原-55) 業務用生鮮食品では、原産地について、どこに表示を行えばよいですか。

(答)

- 1 業務用生鮮食品の取引では、原産地については、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することができます。
- 2 なお、規格書等へ表示する場合には、容器包装、送り状又は納品書等において、発送、納品された製品が、どの規格書等に基づいているのかを参照できるようにすることが必要です。

## IX その他

(原原-56) 別表第15の1～5に掲げる加工食品(いわゆる「22食品群+4品目」)については、「又は表示」や「大括り表示」、「中間加工原材料の製造地表示」はできませんか。

(答)

1 全ての加工食品への原料原産地表示の拡大に先駆けて原料原産地表示が義務付けられていた、いわゆる「22食品群+4品目」については、従来どおり国別重量順表示とします。(食品表示基準Q&A別添 原料原産地表示(別表15の1～6)表示方法-10に掲げる場合を除く。)

2 なお、「かつお削りぶし」については、従来から「かつおのふし」の産地を原料原産地として表示しており、中間加工原材料の製造地表示の導入に伴い、「〇〇製造」という用語への変更を行いました。

(原原-57) いわゆる22食品群(別表第15の1に掲げる加工食品)の中で、原材料及び添加物に占める重量の割合が50%以上の生鮮食品がないものについては、どのように表示すればよいですか。

(答)

1 別表第15に掲げられていないものと同様に表示してください。

2 具体的には、原材料に占める重量割合が最も高い原材料(重量割合上位1位の原材料)に対して、国別重量順表示を原則とし、これが困難な場合には、一定の条件下で、「又は表示」や「大括り表示」、「中間加工原材料の製造地表示」が認められます。

(原原-58) 個別に原料原産地表示の対象となる「おにぎりのり」の「おにぎり」の範囲と原料原産地の表示方法を教えてください。

(答)

1 消費者への情報提供の観点から、個別に原料原産地表示を義務付けることとした「おにぎりのり」の「おにぎり」は、炊飯米又は炊飯米と具材を組み合わせた料理をのりで巻いたもの(のりを自ら巻く形態で販売されているものを含みます。)です。

2 具体的には、コンビニエンスストア等で、「のりが販売時には既に巻かれているもの」や、「食べる前にのりを自ら巻くような形態で売られているもの」など、消費者が一般的におにぎりとして認識するものを対象とします。

(次頁に続く)

3 また、以下のものは対象外となります。

① 唐揚げ、たくあんなどの「食材(いわゆるおかず)」と一緒に容器包装に入れたもの

② 巻き寿司、軍艦巻き、手巻き寿司等、いわゆるお寿司に該当するもの

4 なお、他の原料原産地表示義務の対象と同様に、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合(いわゆるインスタア加工品)などのおにぎりは、対象外です。

5 おにぎりについては、原材料に占める重量割合が最も高い原材料(重量割合上位1位の原材料)に加えて(※)、重量割合にかかわらず、のりについて、原料原産地表示が必要です。

表示方法は国別重量順表示を行うこととし、「又は表示」や「大括り表示」は認められません。

具体的には、のりととのりの原そのの産地が同一の産地となることから「のり(国産)」、あるいは「のり(原その(国産))」のように、のりの名称の次に括弧を付けて、当該のりの原料となる原そのの原産地を表示することになります。

※ 米トレシューサビリティ法の規定に基づき、米穀の産地を表示する必要があります。

(原原-59) 原料原産地表示が義務付けられていないものに自主的に容器包装に表示を行う場合、どのような表示になりますか。

(答)

1 加工食品の原料原産地表示は、原材料に占める重量割合が最も高い原材料(重量割合上位1位の原材料)の原産地のみが対象となっておりますが、重量割合上位2位、3位等の対象となっていない原材料について、自主的に原料原産地表示を行うことが、望ましいです。

2 自主的に原料原産地表示する場合においても、原則は、国別重量順表示となります。しかしながら、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保のため、少しでも多くの情報を提供するという観点から、義務表示と同様に一定の条件下で、「又は表示」や「大括り表示」、「中間加工原材料の製造地表示」が認められます。

3 なお、自主的に表示を行ったものであっても、食品表示法やその他の表示に関する法令に抵触する事実があれば、指導・罰則などの対象となりますので、事実に基づき分かりやすい表示に努めてください。

(原原－60) インターネット等で自主的に原料原産地に関する情報提供を行ってもよいですか。

(答)

1 原料原産地表示が義務付けられていない原材料や、容器包装に「又は表示」や「大括り表示」、「中間加工原材料の製造地表示」を行った場合における詳細な産地情報、使用割合等について、インターネットなどにより、消費者に対して自主的かつ積極的な情報提供に努めることは望ましいです。

2 なお、自主的に表示を行ったものであっても、景品表示法等の表示に関係する法令に抵触する事実があれば、指導・罰則などの対象となることから、事実に基づき分かりやすい表示に努めてください。

(原原－61) 自然災害や不作等による原材料の調達の変化の急な変更の対応は、どのように行うべきですか。

(答)

1 平成23年の東日本大震災や、平成28年の熊本地震の際は、食品表示基準に沿っていない表示について、衛生事項を除き運用上取締りの対象としないこととする対応を行っており、今後このような際は、同様の対応が考えられます。

また、同様の事例としては、家畜の伝染性疾患の発生による輸入停止措置等が考えられますが、あらかじめ類型的に示すことは困難であると考慮しています。

ただし、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではありません。

2 なお、農産物の不作や為替の変動等による原材料の調達先の変更の結果、表示内容と使用する産地が異なる場合は、原料原産地表示を変更するよう対応してください。

(原原－62) 全ての加工食品への原料原産地表示の拡大に関して、経過措置の適用について教えてください。

(答)

1 消費者への啓発及び事業者の表示切替えの準備のため、経過措置期間を設けます。

(次頁に続く)

2 改正食品表示基準の施行の日（平成29年9月1日）から、平成34年3月末日までを経過措置期間としています。この期間に製造した一般用加工食品並びに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品については、改正前後のいずれの規定によっても表示を行うことができず、この期間後に製造した一般用加工食品並びに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品は、改正前の食品表示基準に基づく表示では販売できません。

なお、業務用加工食品については、経過措置期間後も、以下のいずれかの対応を行うことで改正前の食品表示基準に基づく表示の製品の販売が可能です。

① 食品の容器包装に表示している場合は、改正後の食品表示基準に対応した表示をシール等で作成し、それを貼り付けて販売すること

② 規格書等に表示している場合は、古い規格書等を回収（又は廃棄の指示）した上で改正後の食品表示基準に対応した規格書等を販売先に提出すること

(食品表示基準Q&A附則－4参照)

3 施行（平成29年9月1日）後、速やかに新たな原料原産地表示に対応した表示に切り替えるようお願いいたします。

(原原－63) 施行の際に製造所又は加工所で製造過程にあって、経過措置期間後に製造を完了する製品も対象になりますか。

(答)

1 食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成29年9月1日内閣府令第43号）の施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にあり、平成34年4月1日以降に製造を完了、販売する製品は対象とならず、改正前後のいずれの規定によっても表示を行うことができます。具体的には、酒類、果実酢等を想定していません。

2 例えば、施行の際に製造所で熟成しているウイスキーについては、原料原産地表示は不要です。

また、このウイスキーを他のウイスキーとブレンドした場合も、原料原産地表示は不要です。

(原原－64) 新たな原料原産地表示制度の導入について、消費者へどのように普及啓発していくのですか。

(答)

今後、抜本的に加工食品の原料原産地表示制度が変わり、原則としては「国別重量順表示」であることを始め、「又は表示」などの新しい表示方法についても、今後、消費者への表示方法を理解するための啓発を行政及び関連する団体が相まって複層的に行うことが必要です。

「国別重量順表示」、「又は表示」、「大括り表示」及び「中間加工原材料の製造地表示」により原料原産地表示された同一品目の製品が店頭に並ぶ可能性が想定されます。

新しい制度であるため、消費者が正しい理解をもつて表示を見ることができるよう関係者への啓発活動が重要であり、関連する団体と連携して、パンフレット作成や説明会の実施などにより、積極的に啓発活動を行うこととしています。

事業者においても、原則である「国別重量順表示」での対応を期待し、また、消費者自身も、新たな加工食品の原料原産地表示制度に関し理解度を向上させていくことが望まれます。

パンフレット

ご存じですか?!

※平成29年9月1日から順次  
全ての加工食品の  
原材料の産地が  
表示されます!

～産地を見て、商品を選びます～

※平成34年3月31日までは、  
食品メーカー等が準備をする  
猶予期間としています。



名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産、デンマーク産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)...
内容量	150g
賞味期限	30.9.30
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇



# 今後は全ての加工食品に 原材料の産地が表示されます

一部の加工食品にのみ義務付けられていた原材料の産地表示が、全ての加工食品※1に拡大されます。

※1 外食、容器包装に入れずに販売する場合、作ったその場で販売する場合、及び輸入品は対象外です。

## 今 後

### ■ 産地が表示されるもの

全ての加工食品の1番多い原材料

### ■ 表示方法

「国別重量順表示」、「製造地表示」、「又は表示」、「大括り表示」

## 原則の 表示方法

### 「国別重量順表示」

名 称 ウィンナーソーセージ  
原材料名 豚肉(アメリカ産、国産)、豚脂肪…

2か国以上の産地の原材料を混せて使用している場合は、多い順に国名が表示されます。この表示方法を「国別重量順表示」と言います。

## 新たな 表示方法

### ①「製造地表示」

名 称 チョコレートケーキ  
原材料名 チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉…



### ②「又は表示」

名 称 ウィンナーソーセージ  
原材料名 豚肉(アメリカ産又は国産)、豚脂肪…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

### ③「大括り表示」

名 称 ウィンナーソーセージ  
原材料名 豚肉(輸入)、豚脂肪…



## 基本的な表示の見方

その商品の内容を表す一般的な名称が表示されます。

2か国以上の産地の原材料を混ぜて使用している場合は、多い順に国名が表示されます。

使用された原材料が量の多い順に表示されます。

消費期限や保存方法が表示されます。

名 称	牛豚合挽肉
原材料名	牛肉(オーストラリア、ニュージーランド)、豚肉
内 容 量	100g
消費期限	30.9.30
保存方法	4℃以下で保存
加 工 者	〇〇株式会社 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

内容量はグラムやミリリットルなどの単位を明記して表示されます。

## これまで

### 産地表示がされるもの

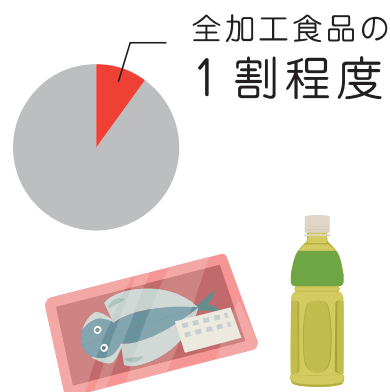
生鮮食品に近いと認識されている加工食品  
(22食品群と4品目)

### 表示方法

「国別重量順表示」のみ※2

※2 一部、原料に特別な事情がある場合については「又は」表示が可能です。

商品数に占める産地が表示されている加工食品の割合



### トピック

外食や輸入品等が  
対象外なのは  
どうしてですか？

レストランなどの外食やお店で調理された総菜など作ったその場で販売される食品は、作った人にその場で確認することができるため、産地表示の対象としていません。

また、輸入品には、どこの国から輸入されたかを示す「原産国名」が表示されているため、産地表示の対象としていません。

# 産地表示の ここが変わります！

- ① 1番多い原材料が生鮮食品の場合は、その産地が表示されます。

## 原則表示

### 国別重量順表示

名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産、その他)、豚脂肪、たん白加水分解物…

上のように2か国以上の産地の豚肉を混ぜて使用している場合は、多い順に国名が表示されます。この「国別重量順表示」が原則となります。

## 産地が、

### 1か国の場合

豚肉(アメリカ産)

### 2か国の場合

豚肉(アメリカ産、国産)

「アメリカ産、国産」と表示されていた場合、「アメリカ産」の方が「国産」よりも多く使用されています。

### 3か国以上の場合

#### 全て表示する場合

- ▶ 豚肉(アメリカ産、国産、カナダ産、デンマーク産)

#### 3か国目以降を「その他」と表示する場合

- ▶ 豚肉(アメリカ産、国産、その他)



## 「その他」とは何ですか？

原材料の原産地が3か国以上ある場合、多い順に2か国を記載し、3か国目以降は、「その他」とまとめて表示されることもあります。

## ② 1番多い原材料が加工食品の場合は、 その製造地が表示されます。

1番多い原材料が加工食品の場合は、原則としてその製造地が「〇〇製造」と表示されます。

ただし、1番多い原材料に使われた生鮮食品の産地が分かっている場合には「〇〇製造」の代わりに、その産地が表示されることもあります。

### 原則表示

#### 製造地表示の国別重量順表示



名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉、…

#### 表示の意味

チョコレートがベルギーで作られたことを意味します。  
ベルギー産のカカオ豆を使用しているという意味ではありません。

#### 加工食品に使われた生鮮食品の産地を表示

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート、小麦粉、…
原料原産地名	ガーナ(カカオ豆)、インドネシア(カカオ豆)

#### 表示の意味

チョコレートに使われたカカオ豆の産地が、「ガーナ」、「インドネシア」であることを意味しています。  
カカオ豆は、「ガーナ」産の方が「インドネシア」産より多く使用されています。  
チョコレートがガーナやインドネシアで作られたという意味ではありません。

### トピック

#### 「国産」と「国内製造」 の違いは何ですか？

「国産」は原材料が生鮮食品である場合に表示され、その産地が国産であることを意味します。

「国内製造」は、原材料が加工食品である場合に表示され、その加工食品が国内で作られたことを意味しています。しかし、加工食品に使われた生鮮食品の産地が、国産であるという意味ではありません。

# その他、以下のような表示もあります

## 又は表示

名 称 ウィンナーソーセージ  
原材料名 豚肉(アメリカ産又は国産)、豚脂肪、たん白加水分解物…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

### 表示の意味

「アメリカ産」と「国産」以外の国の原材料は使用されていません。過去の使用実績等では「アメリカ産」の方が「国産」よりも多く使用されていたことを示しています。

また、「又は表示」をした場合であって、過去の使用実績等における平均使用割合が5%未満の産地は、「アメリカ産又は国産(5%未満)」と表示されます。この場合、国産が5%未満であったことを示しています。

## 大括り表示

名 称 ウィンナーソーセージ  
原材料名 豚肉(輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物…

### 表示の意味

3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。国産の原材料は使用されていません。

## 大括り表示

+

## 又は表示

名 称 ウィンナーソーセージ  
原材料名 豚肉(国産又は輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

### 表示の意味

国産を含む4か国以上の産地の原材料が使用されています。過去の使用実績等では、「国産」の方が、「輸入」でまとめた外国の産地の合計よりも多く使われていたことを示しています。



# 疑問にお答えします



**Q1** 新たな原材料の産地表示はいつから始まるのですか？

**A1** 平成29年9月1日から制度はスタートしており、食品メーカー等は原材料の産地を表示する必要があります。しかし、平成34年3月31日までは、食品メーカー等が準備をする猶予期間としています。準備ができた商品から順次表示されます。

**Q2** 1番多い原材料以外の原材料の産地は表示されないのですか？

**A2** 1番多い原材料以外に産地を表示する義務はありませんが、2番目以降の原材料についても、食品メーカー等の自主的な取組として産地を表示をすることが望ましいと考えています。

**Q3** 「A国又はB国」と表示されている商品に、C国が入っていることはないのですか？

**A3** 「A国又はB国」と表示された商品に、「A国」と「B国」以外の国の原材料は使用されておらず、C国等その他の国の原材料が入っていることはありません。

**Q4** 表示内容が適正であるかどうかは、誰がどのように確認するのですか？

**A4** 消費者庁や農林水産省などの国、都道府県や政令指定都市の地方公共団体の職員が、食品メーカーやスーパー等への立入検査等を行い、食品表示の確認を行っています。もし、表示内容が適正でない場合は、改善するよう指導等を行います。

**Q5** 表示の意味が分からない場合はどこに問い合わせればよいですか？

**A5** まずは、商品に表示されている食品メーカー等のお客様相談センターなどにお問い合わせください。また、表示方法に関する一般的な問合せは、消費者庁の他、農林水産省、地方農政局、農林水産消費安全技術センター、都道府県等がお答えします。

# 加工食品の原材料の産地表示についてのお問合せ

## 消費者庁

消費者庁食品表示企画課

〒100-8958 千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

☎03-3507-8800(代) <http://www.caa.go.jp/foods/>

## 農林水産省

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1

☎03-3502-7804



## 農林水産省地方農政局・内閣府沖縄総合事務局

名称	電話番号	管轄区域(都道府県)
北海道農政事務所 消費・安全部 表示・規格課	☎011-330-8825	北海道
東北農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎022-221-6108	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎048-740-0090	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡
関東農政局 東京都拠点	☎03-5144-5266	東京
北陸農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎076-232-4113	新潟、富山、石川、福井
東海農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎052-223-4611	岐阜、愛知、三重
近畿農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎075-414-9026	滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山
近畿農政局 大阪府拠点	☎06-6941-9060	大阪
中国四国農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎086-224-9409	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎096-211-9156	佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
九州農政局 福岡県拠点	☎092-281-8261	福岡
沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	☎098-866-1672	沖縄

## 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

名称	電話番号	管轄区域(都道府県)
農林水産消費安全技術センター 札幌センター	☎050-3481-6021	北海道
農林水産消費安全技術センター 仙台センター	☎050-3481-6022	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
農林水産消費安全技術センター 本部	☎050-3481-6023	茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、新潟
農林水産消費安全技術センター 横浜事務所	☎050-3481-6024	千葉、神奈川、山梨、長野、静岡
農林水産消費安全技術センター 名古屋センター	☎050-3481-6025	富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重
農林水産消費安全技術センター 神戸センター	☎050-3481-6026	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知
農林水産消費安全技術センター 福岡センター	☎050-3481-6027	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

最寄りの各都道府県 問合せ先は、下記ウェブページで御確認ください。  
<http://www.caa.go.jp/foods/toiwase2.html>

原料原産地

検索